

第百五十四回国
参議院財政金融委員会會議録第二十二号

平成十四年六月二十五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十五日

清水 達雄君

補欠選任
段本 幸男君

出席者は左のとおり。

委員長

山下八洲夫君

理事

入澤 肇君

林 芳正君

若林 正俊君

円より子君

山本 保君

委員

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

金田 勝年君

鴻池 祥肇君

段本 幸男君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

山下 英利君

大塚 耕平君

勝木 健司君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

池田 幹幸君

大門実紀史君

平野 達男君

大淵 絹子君

椎名 素夫君

国務大臣

財務大臣 塩川正十郎君

国務大臣 (金融担当大臣) 柳澤 伯夫君

副大臣

財務副大臣 尾辻 秀久君

事務局側

常任委員会専門員 石田 祐幸君

政府参考人

金融庁監督局長 高木 祥吉君

総務省自治税務局長 瀧野 欣彌君

財務大臣官房審議官 藤原 啓司君

財務省主税局長 大武健一郎君

国税庁次長 福田 進君

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長 上村 隆史君

今日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法人税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融庁監督局長高木祥吉君、総務省自治税務局長瀧野欣彌君、財務大臣官房審議官藤原啓司君、財務省主税局長大武健一郎君、国税庁次長福田進君及び厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長上村隆史君を政府参考人

として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 法人税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の修正について峰崎直樹君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。峰崎直樹君。

○峰崎直樹君 私は、民主党・新緑風会を代表して、本案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

近年、企業グループの一体的経営の急速な進展や企業組織の柔軟な再編成を可能とするために、純粹持ち株会社の解禁、会社分割法制の整備、自社株保有の解禁、株式交換・移転制度の創設など法整備が順次進められてきました。このような中において、企業組織再編成を促進する連結納税制度を導入することは、我が国企業が急激な社会・経済環境の変化に対応し、国際競争力を強化するのに確実に貢献すると思われれます。この意味で、連結納税制度の導入は、我々民主党が従来から主張してきたことでありまして、当然の改正であると考えているところであります。むしろ政府・与党の対応が遅きに失したという感すらあります。しかし同時に、同法案には、さきに申し上げた観点とは相入れないように思われる点が幾つもございします。グループ内寄附金の控除を認めない、子会社の損失を翌期に繰越しさせないなどは、制度濫用の防止策というよりも、税収確保のための

小細工といった感があります。

特に、連結付加税につきましては、制度そのものについても、二割という税率についても、単に歳入確保という以外に全く論理的説明がありません。大和総研や読売新聞が行ったアンケート結果によりますと、実際には連結付加税の創設によって導入企業が限定される可能性が非常に高くなっております。これでは、連結付加税があるがゆえに、我が国企業の国際競争力強化のテンポが遅れかねません。それどころか、連結納税を適用しない企業にとつて今回の改正案は、退職給付引当金や特別修繕引当金などの廃止によって増税となるがゆえに、適用企業が数社のみとなれば、マクロ的には大規模増税となる可能性すらあります。これでは、構造改革どころか、景気の悪化につながりかねません。

このため、民主党は、特に連結納税制度の導入の趣旨と相反すること甚だしいこの連結付加税について、これを削除することが望ましいと考え、本修正案を提出することといたしました。

次に、修正案の内容の概要を御説明申し上げます。

本修正案では、連結法人税額の計算に関し、二年間の措置として、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度について、連結所得の金額に対する税率に二%の税率を上乗せする旨の規定を削除することとしております。

以上が、ここに修正案を提出する理由及び概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) これより法人税法等の一部を改正する法律案及び峰崎直樹君提出の修正案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○櫻井充君 おはようございます。民主党・新緑風会の櫻井充です。

まず最初に、塩川財務大臣にお伺いしたいと思いますが、この法案の趣旨は趣旨説明をお伺いして理解したところでございますが、この法案の有効性です、そのことについて大臣は基本的にどのようにお考えなのか、その点について御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、かねてから行われております経理上の連結の決算を税法上認められておりますが、それだけではやはり企業が一体となつて活動していくというところに不十分で、したがって税法上も、会計上だけじゃなくて税法上も一体となるということにおいて真に有機的な活動ができるという、そういう発展性があるということが一つ。それから、子会社の育成に非常に関立つのではないかとということが第二点。三つ目には、私は、ベンチャー企業等の救済措置としても有効に働いていくのではないかとこの点を見まして、やはり連結納税制度を適用することによって企業活動が幅広く行われるようになるということに信じておるところであります。

○櫻井充君 これは多くの企業が今、連結納税制度を導入しようかどうかと悩んでいる企業が随分あるかと思うんですけれども、その企業にとつて使い勝手がいいといいますが、非常に使いやすい、導入しやすい制度だと、そういうふうにお考えですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) その点は十分これから調査してみなければ、実施して調査してみなければ分からぬと思いますけれども、そもそも子会社も親会社も利益のあるところは、恒常的な利益の確保をしておられるところはそれほどこのメリットというものがございませぬが、どちらかにそういうことの補充がし合う状況にあるということならば、これは非常に有効なシステムだと思っております。

○櫻井充君 今、大臣、そのように有効だと思つ

しゃつていますが、財務省のホームページに、大臣が記者会見された六月十八日に、これ財務省のホームページに載っているものでございます。新聞記事ではございません。

その中で、途中略しますが、「制度として使つてくれなかつたら、何の意味もない」と。それはそれとおりだと思ふんです。「だから、一番いい例がですよ、今度の連結納税制度ですよ。こんなもん、もうやいやいや言うてやね、十四、五名の職員がかわいそうに去年の十一月から徹夜みたいにしてやつてつづつた、本当に苦労した、こんな法律が何の値打ちもない。だれも使わん、振り向きませんと、こんなことをやつと行政は責任を果たしているのかというんだ。」と。

大臣、今の答弁と全然違う内容じゃないですか。
○国務大臣(塩川正十郎君) 実施してもしそういうことになれば意味がないということをおっしゃるのをごいまして、実施してということが上に付いていきますから、それを忘れてしまったんじゃない、それは文章が通りませんので。

○櫻井充君 済みません。これ、実施してというのはこの文章の中に全く書いてありません。それであつたとすると、「使わない制度をつくらつたのだ」と最後におっしゃっているわけなんです。

○国務大臣(塩川正十郎君) 実施して、この法律が通りまして実施してみても適用する企業がなければ、これは意味がないということとは当然です。

○櫻井充君 しかし、そのところ、大臣は今実施して実施しておつしやつていますが、このホームページ上には、今もう一度読み直してみなければいけません、その実施してということは書いておられませんが、大臣の思いの中にはそうあられたのかもしれませんけれども、少なくともホームページ上に、財務省のホームページ上に記載されているものにはそういう言葉は「言もございませぬが」。
○国務大臣(塩川正十郎君) それは財務省のホームページが間違つていますね。

○櫻井充君 財務省の事務方の方、どなたかいらつしやいますでしょうか。

このホームページは、今、大臣がおつしやつていましたけれども、そうするとホームページが間違つていふことですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 具体的にそのホームページ自体は拝見しておりませんけれども、多分、大臣の記者会見の模様というのを言わば抜粋するような形で記載しているのかと存じます。そういう意味では、正確に伝わっているかどうか、その辺のところは確たることは申し上げられないのかと存じます。

○櫻井充君 作つても意味のない制度だつたとすれば、そういうふうにもし本場に政府の提案者がそのようにおつしやつていふんだとすれば、国会で議論する意味ないんですよ。これは財務省ホームページですよ、これ。多くの人が見ているんですよ。しかも、今審議している最中のこの法案に対して大臣がこのような発言されているというのは物すごく重いことじゃないですか。

ちよつとここは関係をはつきりさせていただかない限り、これは財務省の本当に問題なのか、財務大臣の発言内容だったのか、その点について明確にしてもらわれない限り質問することはできません。

○国務大臣(塩川正十郎君) それだったら、委員会責任持って衆議院の方の私の答弁を検証してみてください。私は衆議院の質問に対して正確に答えておりますから。

○櫻井充君 そうしますと、これはもう財務官僚の、財務省のホームページを管轄されている方の責任だということですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私はホームページがどうと、そこまで私の方も個人の責任の範囲内にかなかなか目が行き届きませんので何とも申し上げられませんが、それは先ほど大武局長が言つておられますように、記者会見で言つた、記者が正確に書いてくれりやいんですけれども、時々記者は上と下と、真ん中外して、それでその部分

がホームページに載つてくるということもございしますから、それは私たちが全面的に責任持つていうことはちよつと過酷な要求であります。

○櫻井充君 ちよつと待つてくだされ。これは新聞記事を取つてきたということではなくて、財務省自体のホームページですから、財務省の責任においてこれを発信しているわけですよ。ですから大臣、そこは違ふんじゃないですか。

○政府参考人(大武健一郎君) ただいま申し上げましたとおり、大臣の記者会見に関して申し上げれば、大臣が記者とのやり取りの中で発言されたものを言わば透明性の原則の下で載せているところでありまして。ただ、それはあくまでも記者との間のやり取りでございますから、それぞれの行間なり意味の含意のあるところがそれぞれあるわけで、ただいま大臣が申されたとおり、正式な回答というのは、この国会の場で御答弁になられたことが大臣の正式な回答かと存じます。

もちろん、いわゆるそれぞれのやり取りについて、ある意味では修正するかそういうことが行われるならばいろいろあつたのかもしれないけれども、それは適切でないということで、現実の、今の記者会見というのであれば、そのまゝを言わば掲載しているというのが現状でございます。

○櫻井充君 記者とのやり取りだからという今のお話がありました。そして、その意を酌んで読んでくれという話ですが、財務省としてそのホームページでどういふものだとお考えなんですか、じや。つまり、ホームページ上に財務省の責任として掲載されているわけですよ。そのものは一体何なんですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

ホームページというのは、記者会見であれば定例記者会見、大臣や次官が定例記者会見したものを、記者とのやり取りをこちらが修正せずに言わば載せさせていただきます。言わば、よく言われる改ざんとかそういうことは一切してない。言い換えれば、ある意味でいえば、明らかな

事実関係の間違ひとかそういうのはもちろんある場合もあるかもしれませんが、それはその後また訂正していくということになっていくということかと存じます。

○櫻井充君 情報を発信する意味で非常に重要なものですよ。それを我々が読んで、その上で、今回は、何回も言いますけれども、新聞記事じゃなくて財務省の責任においてこういうものを発信しているんだと思うんですよ。

そうすると、こういう誤解を受けるようなものを単に掲載して、それで済むとお考えなんですか、じゃ。

○政府参考人(大武健一郎君) 大臣の記者会見では、今の御質問だけではなくて、それこそ連結納税制度の意義について、あるいはこの適用、先ほど来大臣が御答弁になつていらっしゃる記者会見ももちろんしておられると認識しております。

○櫻井充君 私はそのホームページの意義について聞いているんですよ。つまり、その内容ではあります。

ホームページの、じゃ、もう一度お伺いします。責任というものは、こういうものが誤つて情報が発信、これはじゃ、この情報は誤つてはいない、ここで記者会見の模様については正確に伝えていると、ただしそのときに言葉が足りなかったという、そういうことですか。

○政府参考人(大武健一郎君) 記者会見については改ざんしておりませんから、そのときのやり取りは私は正確に載っているんだと思います。

ただ、それはあくまでも今大臣が申された意味で、過去の何回も答弁あるいは記者会見等のやり取り、全体見ただけ読者の方にも分かっていただける。あるいはまた、今、大臣の御答弁がありますから、そういう趣旨で記者会見でまた、それが誤つていっているという御認識があるならば、我々も念査いたしますが、それはそれで記者会見なりで言わばお話をすればいいと、そういうことかと存じます。

もちろん、大臣はこの国会の場では終始同じ、

先ほど大臣が御答弁になつた趣旨で御答弁になつているのかと存じます。

○櫻井充君 これ読んでみると、最初に塩川財務大臣が、要するに増税する、減税一回した後の財源の確保は増税しなきゃいけないんだと、先行減税ということを前々からおっしゃつていて、そのときに、三年とか五年とかね。長い年限掛けてという、僕はそう読めるんですよ。「一定の期間」、「そうそう。」とおっしゃつていて。つまり、今回の連結納税制度を導入して、それによる減税を一気に穴埋めする必要性はないんじゃないかということと前段で述べられているように思ふんですよ。

つまり、その中からのくだりで言つてくると、今回みたいな形でその付加税、多分付加税を指していられしやる、付加税なのか、ちよつとそこところを何を指していられしやるのか分からないけれども、少なくとも大臣のお考えと違つていような感じがする。だから、今回の法律に關して言つと、使われないんじゃないだろうかというふうに私には取れるんですよ。その辺のことに關しては、じゃ大臣、いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、企業減税の話とそれからこの連結納税の話と、先生はちゃんばこにして話していますね。それは全然違いますよ。

私の言っているのは、連結納税制度のときには、正確に実施してみても、その経過をできるだけ早く検証して、そこで有効な措置を考えてみたいと、もしその連結納税制度の中で付加税が障害になつておるならば、それについて考えますということとを申し上げておるんですよ。

それからもう一つ。一定の期間内に減税と増税を組み合わせて財政の均衡を図るということは言つておられますけれども、これは何も連結納税のことについて言っているんじゃないやなくて税制全般について話でございますから、一緒にされた議論をされたらこっちは迷惑ですね。

○櫻井充君 別にそういうわけでもないわけ

じゃなくて、一般論で個別の法案としてその連結納税のことも含んで言つていられしやるじゃないですかとこっちは聞いているだけの話です。

ただ、でもとにかく使つて、でも今回のやつで一番、使えないとおっしゃつていらっしゃるんですよ。しかし、こういう御自分の発言はやはりもう少しきちんと言われた方がいいんじゃないですか。いろんな場面で誤解されるようなことをおっしゃつていられしやいます。言葉が、言外の意味を酌み取れとおっしゃるのかもしれないけれども、我々、こういうきちんと言われた財務省の、何回も言

います、財務省のホームページから発信されている情報を得て、それでおかしいと思つていられるわけですよ、大臣の発言がね。だから、そういう意味でいふと、そのことに關して、記録した側の責任になるのか発言された方の立場になるのか分からないけれども、少なくともこれは財務省が責任を持つて情報を発信したものです。それに対しての責任は負つていただきたいと思いますが。

○国務大臣(塩川正十郎君) おっしゃることはよく分かりました。

私も、ホームページ担当している者がだれがやっているか私も知らないんですよ。一回よく官房長と相談いたしました。ホームページの責任というよりも、こういう経過でやったのかということ、そういうことをよく確かめておきたいと思ひます。

○櫻井充君 ありがとうございます。

我々、今回修正案を提出しています。僕、大臣のこの発言というのは、修正の必要性があるんじゃないやないだろうかというふうに取れてしまうんですよ、どうしても。つまり、今回のやつは使つても使えないんだと、こんなに苦労したけれども使つても使えない点の問題点というのは、大臣の方が私はきちんと御認識されていると思つてい

んです。

そこで、民主党の提案者に質問させていただ

きまして、今回のこの法案の問題点と、それから民主党の、改めてですけども、改正点のポイント

について教えていただきたいと思ひます。

○峰崎直樹君 今回の改正のポイントというのは、もう先ほど趣旨の説明で申し上げたとおり、本

当にこの法案が、企業が本当に国際的な競争力を高めていくために、本当に重要な改正であるべきだと、その意味で私たちは、民主党としてはこ

れは連結納税は賛成なんです。

しかし、どうしてもこの付加税というのが付いてるがゆえに非常に導入が遅れてしまふ、あるいは、導入が遅れてしまふだけじゃなくて、導入しないことに伴つて逆に増税になつてしまふよう

な、そういう問題も実は存在しているわけですね。その意味で、私たちは新聞紙上、いろいろ議員の方々の発言や、衆議院の議事録などを読んでみても、これはやはり与野党を通じてこの付加税については厳しいねと。その意味では、我々は是非、私たちの主張は、これはもうかなり国民的にもかなり多くの法人の方々は、この連結納税にお

ける付加税二%はやはり撤退してもらいたい、修正してもらいたい、こういう要望があるというふう

に認識をして提案をさせていただいたということ

でございまして、是非、与野党を問わず御理解をいただきたいと思ひます。

○櫻井充君 そこで、財務省からすると財源の問題があると。つまり、そこで減税されてしまふので税収不足になるからということなんですけれども、民主党として、その税収不足を何で補うとお考えですか。

○峰崎直樹君 私どもは、本来ならば、これは年度税制改正の初めの時点で、当然この連結納税に伴つて税収が減つてしまふ、そういう意味において、本来であれば、法人税の中における租特であるとか、あるいは歳出面の節減といったところでやはり努力をすべきであつたというふう

納税というものの二%の付加税を入れない、すなわち七百億ですか、初年度非常に少ない金額ですが、これも入れて実はずみ替えた予算というのは、従来の公共事業や特殊法人に対する補助金などの無駄を省いて約二兆円、そして雇用の改善や次世代に対する新たな産業育成などに一兆七千億円の減税ということで、そういう中で実は私たちはやりくりをしたわけであります。その意味で、私たちはそういう観点から減税は十分可能であるというふうに思っております。

さらに、実は昨年、御存じのように、第二次補正だったでしょうか、各省庁に対して昨年の八月十日には財務省通達で一般旅費二〇%、物件費一五%の留保要請を行ったわけであります。千六百億円の節約が去年可能となつていくわけであります。ですから私どもは、やるのであれば、そういう物件費とかあるいは一般旅費などの削減によつて今回の二%分は来年にわたつても十分これは削減可能であるというふうに考えているわけでありまして、是非、ある意味では二%の削減によつても、新たに赤字国債を出すとかそういうことによらないで税収が十分対応可能であるというふうに思っていますので、改めて二%の付加税を修正をしていただきたいものだ、こう思っております。

○櫻井充君 塩川大臣、今の峰崎委員の指摘ですけれども、つまり、連結付加税を掛けなくても、要するに支出の見直しなどで財源の確保とか、それは可能ではないかという指摘ですけれども、それについていかがお考えですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、連結納税制度がまずどれだけ適用されるかということが分かります。私どもは、大幅な減税になるという見込みを持っています。このこと自体がいろいろ議論ございます。ございますから、実際は、実施してみても、その検証をした上での判断をしなきゃならぬのでございますけれども、一応は計算いたしましたら、平年度ベースで計算いたしましたら

八千億が出てくると。であるならば、一つは、少しは財源の補てんということで付加税を考えたけれども、付加税は財源補てんとしては十分なものではないということも知っております。

けれども、もう一つの理由、これは峰崎さんの方からお話ございませんでしたけれども、もう一つの理由は、連結納税制度を適用する企業と、それからしない企業とにおいて、少しはその負担の軽重を取つてもいいんじゃないかという、こういう考えもあつて付加税というのを導入したのでございます。

したがって、この付加税についてはいろいろ議論ございますけれども、現在こうして民主党中心の提案出てまいりましたけれども、我々としては、当初からこの付加税を設定した上で法案を出して検討してもらつておりますので、是非その点は理解していただきたいと思ひます。

○櫻井充君 大臣、今八千億とおっしゃいましたけれども、結局、付加税で増税になる分というのは一千億程度です。そうだとすると、今八千億とおっしゃいましたが、そうではなくて、付加税を除いてもわずかに一千億なわけです。そうであつたとすると、この付加税を掛けなくてもいいんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、私、先ほど申していますように、減税額の予測でございますから分かりますが、過去のデータによつて正確に計算すると八千億になるという予定でございますが、それに対して一千億ちよつとでございますから、先ほど申したように、ごくわずかではあろうけれども、少しでも財源の補てんということが一つと、それからもう一つは、納税制度を適用する企業とそうでない企業との間の国税に対する負担のバランスを若干でも取りたいということから設定したということです。

○櫻井充君 大臣、これは小泉さんがおっしゃっている構造改革を推し進めるための制度ではないんですか。私はそう認識していたんですが、違ふ

んですか。○国務大臣(塩川正十郎君) 連結納税制度を導入するということは、構造改革に大きい言わば支援になると思つております。

○櫻井充君 つまり、構造改革を行つていくところであれば、そこはある意味、税で優遇していきましようというのには至極当然のことなんだと思ふんです。例えば租税特別措置法なんというのはそのためにあるものだから、その意味でいつたら、企業を今再編してください、そして世界と競争できる企業を作ってください、民間であつても頑張つてやってくださいという、そういう組織を作つていくために導入した制度です。それにせよやつて、企業再編をやつて世界と競争できるようにしようというところに付加を掛けなきゃいけないんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) よく数字を見ていたのだら、先ほど言つていますように、八千億円の減税が見込まれるのに対して一千億円のいわゆる財源補てんということになってしまつて、しかも、この財源補てんは他における意味もあつての補てんでございますから、そんなにえらい減税を、全く穴埋めしてバランスを取つた、そういう意味でやつておるものではないということを理解していただきたいと思ひます。

○櫻井充君 大臣がちよつと私は誤解されているところがあると思つておるんですが、大変申し訳ないんですが、つまり、大臣が以前からおっしゃつておるように、例えば企業再編や構造改革が進んでいけば企業の収益が上がつてくるから必然的に増税になるんだということをおっしゃつておるわけですね、以前から。そうすると、今回の連結納税制度によつて企業の再編とかを進めていくということは、企業が活性化していれば企業の収益が上がつていくことになつていくこととすれば、それは以前から大臣がおっしゃつておることじゃないですか。

つまり、今回の連結付加税というものはあるから導入を見合わせているという企業が出てくると

すれば、これは大臣が前からおっしゃつておるような構造改革を推し進めていく上において大きな足かせになるんじゃないかと思ふんです。済みません、通告しておりませんが、峰崎委員、この点についてどうお考えですか。

○峰崎直樹君 私は、今のやり取りを聞いていて、本当に何のために連結納税制度を入れたんですかと。その原点が、この付加税、あるいはもう一つ私言え、今回の改正の中に入つておる、まあ改悪だと思ふんですが、いわゆる配当の企業の中のいわゆる損金の算入の比率を変えています。あれなんかは私は逆じゃないかと。むしろ法人間の配当の算入の割合なんかもつとやはりそれは国際的なスタンダードに近づけるべきなのに、むしろそれを、増収効果をそこに入れ込んでしまつておる。

そういう意味では、見てみると、本当に連結納税を入れて、企業が、ある意味では企業再編を自由により、国際競争力を付け、日本の企業体質を強めていくこと、このために入れようとしたことが、一つ一つ税収を、それで減税になつていくから、税が八千億に及ぶような金額になるからというところで、一つ一つそれを駄目にしていくな、要するにアクセルを踏むのとブレーキを踏むのと同時に踏んでいるというのが今回の問題であつて、私は、やはりブレーキはこれは取つたうべきだというのが我々の主張でございますから、その点を考えると、どうも私は塩川大臣の今の発言というのは、その点に対する、何のためにというところの原点がちよつと私は問題ではないかというふうにお思ひます。

○櫻井充君 多方が丸く収まるということはないんだと思ふんです。その意味で、この社会に對して、今の社会情勢に對してどういふものが必要なかというのをよく踏まえた上で制度を作っていくのが当然のことなんじゃないかと思ふんです。

もう一つ、大臣、これは税制調査会、税制調査会の中立の概念のところでこう書いてあるんです

ね。「税制が、その負担を通じて経済社会に対して何らかの影響を与えることは避けられない」と、これは当然のことだと思ふんですが、「個人や企業の経済活動における自由な選択をできるだけ阻害しないようにすることである」と。政府の税調も、これは今年の六月の基本方針ですけれども、そこにそういうふうに表示されているわけですよ。その観点からいっても付加税というのはその選択の自由を、自由な選択を阻害してくるものと考えらるんですが、いかがでございましょう。

いや、大臣に聞いています。大臣です。大臣です。

○政府参考人(大武健一郎君) 最初に御説明申し上げますと、政府税調にかかわることでございます。連結納税制度自体は、いわゆる連結を採用できる企業に言わば大幅恒久減税になるわけでございます。したがって、八千であるかともかく、いろいろ御議論がありますけれども、それは大企業を中心にした大減税がまずあるということでございます。その一方で、やはりこういう財政状況の中では当然、社会の流れとしては当然ではあるとは言いがたが、退職給付引当金の廃止等課税ベースの拡大という形で中小・中堅企業への負担をお願いすると。その流れの中で、確かに先生が言われた純粋の中立性、課税の言わば中立性だけを考へるのであれば、正にこういう付加税というような措置もない方がいいのだらうと思ひます。

しかしながら、そういう今の経済状況の中でこの財政収支のバランスを取りながらやろうとなりますと、やはりこの恒久的な減税の恩恵を受ける企業にも一定の負担をお願いしなきゃならぬ。したがって、これは租税特別措置で二年間の言わば時限措置としてお願いをしているという点も御理解をいただきたいと思ひます。

したがって、政府税調の言う中立性という観点とのぎりぎりの接点を模索した結果であるということでございます。

○櫻井充君 じゃ、今の答弁を踏まえてですけれども、大臣、二年間の租特があるんですよ。二年間の租特があるということは、そうすると、その間様子を見ていて二年後にやりましょうという企業だつて出てくるかもしれないじゃないですか。つまり、こういう余計な足かせがあるから構造改革が遅れていくんじゃないですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) この法律が成立いたしましたして直ちに告示をし、またこれを採用していただける企業の実態を私たちは正確に調査したいと思つております。できるだけ早くやりたいと思つております。私たちは二年という、付加税の期限を二年という特別措置を取りましたのも、この実態を把握する期間を短くしたいという観点からやつたものでございまして、その点は御理解していただきたいと思います。

○櫻井充君 もしそれが、仮にもつと早くにその状況が分かつた場合には、二年を待たずに考え直すというお考えはございますか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 場合によればあり得るかも知れぬと思ひます。しかし、まだここで私は検討もしておらないのに言明することはできません。

○櫻井充君 はい、分かりました。

済みません、また通告してないんですけども、今の中立という観点に關していうと、峰崎委員、どうお考えですか。

○峰崎直樹君 私、先ほど大武局長のお話を聞いていて、ぎりぎりの、つまり減税、大幅減税になるところとその恩典に浴さないところのぎりぎりの選択とおっしゃっているのは、むしろ中立というよりはこれは公平性みたいなところにウエイトを置かれてるのかな。

私は何度も強調するんですが、今、櫻井議員がおっしゃっているように、政府税調の中のいわゆる中立性という概念からすると、確かに税を掛けるとかそういうことは必ず企業にとつてみるとそれは負担になるわけですから、なければ、ないはないでいいと。しかし、同じ掛けるんでは

れば、その掛けたことが企業の投資行動やあるいは企業の経済行為について影響をできる限り少なくすると、これが実は中立の私、概念だったんだらうと思ひまして、その意味ではやはり私は、櫻井議員のおっしゃっているように、やはりこの付加税を導入する、たとえ租税特別措置といえども、そういう二年間とはいえないながらもそういうことを提案していること自体が、私は中立性の原則にはこれはやはり明らかに違反しているんじゃないかというふうに思ふわけで、その点で我々の主張が正しいのかと思つております。

○櫻井充君 もう一つ、ちょっとこれは連結納税から外れるんですが、地元でこういう話がありまして、その中でちよつと聞いていたんですが、ある方が土地とそれから建物を取引したんですが、その課税標準額が土地が二億で建物が十億でございまして、しかし、その建物はもう十年来はつてあるものでして、地元でだれも使わないということ、実はこれ七千万で購入しております。十二億のものが七千万という、その七千万の価格がおかしいのか、それとも、使えない建物が乗つたつてい

るわけですから、その十二億というの、その課税標準額が問題なのかどうか、そこは検討しなければいけないと思ひますが、この方、初年度にまず固定資産税で一千七百万を払つて、それから家屋の登録免許税だけで五%とすると約五千万円払わなきゃいけないと。それから土地の登録免許税だけで、これは三分の一の特例があつても三百万ぐらゐです。初年度に七千万ぐらゐ税金を払わなきゃいけないんです。もしかするとこの建物に対して消費税が掛かるとすると更に五千万上乗せされるということになるんですけれども、七千万の買物をして初年度に、ちよつとこれ、消費税どつちだか分かりませんが、少なくとも七千万か一億二千万か税金を払わなきゃいけなくなつてしまつたとすると、今、土地の流動化が問題になつてい

るとすると、こういう税制というののかなり足かせになつてくるんじゃないだろうかという気がするんですね。そうすると、実勢価格に掛けるとすると、相対取引でやつたときの問題等があるかもしれない。しかし、今、不良債権の処理を早期に進めろと言つてゐるのは、塩漬けになつてゐる土地を有効活用しようというためにそういう議論がなされてゐるとなつてくると、このような税制の在り方というものがかなりいろんな意味での構造改革の足かせになつてゐるんじゃないかと思ふんですが、大臣、どうお考えでございましょう。

○副大臣(尾辻秀久君) 今の御質問にお答えするにはいろんな論点があるかと思ひます。そこで、まず一点、大きく土地政策あるいは地価についてどう考えるかということがございまして、それじゃもうそのことについて申し上げません。それから次に、土地税制どう見るかということ、これございまして、これもバブル以前に戻つてい

るということ、もうそれだけのお答えにさせていただきます。そこで、あと最後に残るのが今の課税標準のお話でございます。私どもも、実際の取引価格で税を納めていた、これが一番好ましいと思つております。ただ、先生もお述べになりましたように、どうしても今の不動産取引の中ではそれをつかめないものでございまして。その結果が、これも先生もよく御存じのとおりでありますけれども、登録免許税についていいますと公示価格の一・七%になるわけでありまして。計算上そうなります。これを高いと見るのか低いと見るのか、あるいは土地の取引をこれが阻害しているのかどうかという見方でありまして、私も、私どもは慎重に検討せざるを得ないと、こういうふうにお考えをしております。

○櫻井充君 塩川財務大臣、僕、幾つかの考え方があると思ふんですよ。例えばその企業の方なんかはもうけたら幾らでも払うとおっしゃつてゐるんです。ですから、そうなつてくると、これだけの税金を今なかなか払うことができないというこ

とになってくると、例えばこれ、支払を五年間なら五年間繰延べするとか、取るなど言っているわけじゃなくて、支払を遅らせるとか何らかの手だてで、税制が構造改革の足を引っ張らないような措置というものをやはり考えてこなきゃいけないんじゃないだろうか。

今回の連結納税制度にしても、確かに、三十兆円という枠があつて税収の確保というものをいろうなどところでやってこなきゃいけないのかもしれない。しかしながらそのことが、実は目先のそのことが構造改革を遅らせていく原因になっているんじゃないだろうかというふうに思います。

改めてその観点から、構造改革を押し進めていく上において塩川財務大臣として税制とはどうあるべきなのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

○国務大臣(塩川正太郎君) 税の運用につきましても、制度はきちつとやっぱ公平で普遍的なものを作っておかなきゃなりませんし、といって、それが実情に合わないことが起こつてきておることも私はよく承知しております。先ほどの例のようなことが私の身辺にもある話でございます。

そういう場合は運用をどうするかということの問題になつてくると思うんですが、そこらの点も、要するに、先ほどおっしゃつたような分割納税の制度を適用するとかいろんなことも考えられると思うんですが、そういういろいろな運用面のことと考えて私は解決していくより、しつとがないうと。原則論だけで押し通していったら、さつきおっしゃるような極端な例もなきにしもあらずなんです。ですから、それはそれですけれども、しかし、原則がきちつとしておらなければ国民は税に対する信頼もいたしませんので、その点を私たちは非常に運用上苦勞しておるところなんで、個別問題としては、解決の方法もまた知恵を出して相談に乗っていくべきだと思つております。

○櫻井充君 是非本当にきちんと考えていただきたいと思つています。

そして、先ほど大臣から、もし実態調査、連結納税制度ですけれども、実態調査を行つて、導入する企業が少くないようであれば二年を待たずに検討すると、検討しなければいけないかもしれないのか、かなり弱いかもしれませんが、少なくとも二年を待たないでやる可能性は御示唆いただいたと私は思つておりますので、是非そのことについて早期に調査していただきたいと思つております。

それではもう一つ、生命保険会社のことについて柳澤金融大臣にお伺いしたいんですが、今回の三月の決算において危険準備金を取り崩した生命保険会社が二社ございます。いろいろ調べてみますと、生命保険会社の準備金というものは、危険準備金というものを取り崩すというのは、ここに書いてありますけれども、業務又は財産の状況に照らしやむを得ない事情がある場合と、こういうことになつておりますから、かなりやむを得ない事情なのかという感じがしておるんですが、それも、その割には公表されているソルベンシーマージン比率が、取り崩しているところですから四〇〇台とか五〇〇台でございます。その四〇〇台とか五〇〇台であるところがなぜ危険準備金を取り崩さなければいけなかつたんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ソルベンシーマージンの比率が余り変わらないことについては、ややテクニカルなことがございまして、要するに、責任準備金を取り崩せばそれが大きくマイナスになるかという、必ずしもそうではなくて、それを取り崩した後もそれが剰余金に変わつていくというところになります。項目の入替えというようなことで、そのもの、その数字自体がソルベンシーマージンのマイナスの要因にならないというようなことがございしますので、それはちよつとそういうことで御理解を賜つておきたいと、このように思います。

今回の生命保険会社の決算ですけれども、何社か、そんな多くはありませんけれども、責任準備金の取崩しをしたところがございまして。取崩しは

主として何で起こつたのかといへば、これはもう保有株式の価格の低下ということで起こつておるわけだし、また、積極的に必ずしもそれがレギュレーションの上で求められることではなかつたというようなものについても、あえてこの際すべて抱えているマイナスの要素を処理をしまつたというようないふこともあつたやに聞きますけれども、いづれにせよ、保有有価証券の評価損というようなものをすべて表に出して、それを責任準備金でもつて処理するというのを財務の政策として選択したということでございます。

もちろん、これは法令に従つて所要の手続が取られておるわけございまして、そういうこと、現在の生命保険会社の有価証券の保有の状況、それから他方、有価証券の市場の相場、こういうふうなものから、これはこれで一つの財務処理の方向であると、このように我々は考えております。

○櫻井充君 先ほどソルベンシーマージン比率に關してはテクニカルな問題だと御答弁なされました。つまり、テクニカルな問題だということは、操作できるということですね。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。

そういうことではなくて、非常に技術的な計算をしていくということをお願いしたというふうなふうに思います。

○櫻井充君 果たしてそうでしょうか。例えば劣後ローンなら劣後ローンというのは、資本までソルベンシーマージン比率の分子のところには計上することができわけですが、例えば、名前出していいんでしょうか、やめておきますか、A生命はそのために劣後ローンを減らしてそれを基金に回しているんですよ。基金に回さざるを得ないぐらい、劣後ローンで融資を受けざるを得ないような恐ろしく状況になっているんだらうと思ひますが、こういう組替えを行わなければソルベンシーマージンを維持できないような状況になっているんじゃないんですか。

たときに、契約者の方々に對してどれだけの被害が出てくるかという、大きく差が出てくるわけですよ。その意味でいうと、早期に是正措置などを出してやる、そのためにソルベンシーマージン比率というものがあつてから、そのことから考えてくると、いつのタイミングで手を打つかということが極めて重要なことなんだと思うんですよ。

劣後ローンだとかいろいろあるので、準備金を取り崩したりとか、そういうことをやつて財務諸表上はさもないように見せておいて、破綻したときに契約者に大きな影響がくるとか、それから、先ほどのAとかそれからM生命とか、そのところには多くの金融機関から融資を行つていまして、金融機関が。そうすると、こういうもし生命保険会社が破綻するようなことがあつた場合には、これは手続によりまされども、例えば会社更生法のような手続を行つてくれば全部借金を踏み倒すことができるようになっていきますよね。だとすると、いろんな意味での金融システムの破綻につながっていくんじゃないかと思つていふんです。

少なくとも、じゃ、大臣としては、現時点は全く問題ないというふうにお考えなんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、生命保険会社の財務状況あるいは財務の処理というものを困難にしているものの要因として逆ざやというものがあつて、これは否定しません。しかし他方、それを補つて余りあるほどの死差益あるいは費差益というものがございますから、基礎利益上は、そういうものを打ち消して二兆円近いような利益を、これは総体の話でございます。そういう状況にございまして、そういうことを考えますと、何が問題かといつたら、やっぱり保有有価証券の目減り、これがこそが実は非常に大きな問題ということになつておりまして、これについては、この低下が生命保険会社の経営上の責任に起因するものかということ、これはなかなか簡単に私言えないと思ふんです。

現実にも余り個別のことは、やはり議会においても是非うまく御議論にのせていただきたいと思いますが、Aの次はBでないと困るわけでございまして、Aの次がMなんていうことを言われますと、これは個別の問題を何か論議しているのかというような話になりますので、是非、櫻井さんにおかれてもAの次はBということでお願い申し上げたいと思います。

ただ、その中で、いわゆる片仮名生保というのがございますけれども、片仮名生保はでもこの御時世の中で大幅な黒字なんですよね。日本の生保だけが準備金を取り崩さなきゃいけないような状況になっている。ことから考えてくると、やはり何らかの措置を取らなきゃいけないんだろうと思っているんです。

○政府参考人（高木祥吉君） お答え申し上げます。

それで、その結果どういふふうな数字が変わったかということをちよつと調べてみましたけれども、大手生保十社のうち、十三年度決算で統一された算出方法に変更した会社は四社ございます。

○櫻井充君　ただ、逆ざや額の計算のときに、団体年金とかそういうものも全部含まれていますよね、今回の計算方法の中に。団体年金というのは、基本的に契約時までさかのぼって予定金利を引き下げる事ができますから、そういう意味でいうと、逆ざやを小さく見せるなんということはもう不可能なわけですよ。違いますか。

○櫻井充君 もう一度大臣にお伺しますが、以前のソルベンシーマージン比率より、これは前もお伺いしていますが、以前のソルベンシーマージン比率よりは今まで日本で採用しているものの方が厳しいので、これまで破綻したところを調べてみると、結局のところは二〇〇を切っていたということになっています。

成十四年六月二十五日
【参議院】

そして、そのソルベンシーマージン比率の本来の意味というのは一体何かというと、問題会社を早期に発見して是正することで破綻を少なくし、万が一破綻した場合の損失額が最小となるように清算価値を確保しておくところにあるわけです。

ように最近において、ソルベンシーマージン比率がより御指摘になられたような趣旨に合致するようにというようなことで計算の方式を一部改めたわけでございます。その最大のものは何かといえば、有価証券の評価、評価というか、要するにリスクを計算するところをより広範に取ったとこういうことでございます。

私は 評価替えした後、どのくらいの率で振換
ると考えるべきかということについては、評価替
えがどのくらい行われているかということとの
やっぱり相対関係が、私、これはもう私の個人的
な、何というか感覚の問題として申し上げるん

ことはやっぱり関係がないことはないんじゃないかなと思つて、私は一応そういうことを納得して、我が国ソルベンシーマージンの比率の計算としてはしばらくこれでいつてみよう、こういう判断をしたということでございまして、これをどのようにこれから運用していくか、それはいろいろ今、櫻井委員が御指摘になられたようなことも念頭に置いて運用してまいりたいと、このように考えております。

最後に、これちよつと要望ですけれども、結局ソルベンシーマージン基準の問題点について、銀行など他の金融機関との間で劣後債務を持ち合っていることというのが挙げられています。今、有価証券のことを随分述べられましたけれども、そのリスクをもう少し回避できるような施策を、作っていくべきではないかと思つていますが、その点について一言簡単に御答弁願つて、質問を終わります。

○**國務大臣(柳澤伯夫君)** この点もよく御指摘を
いただくことでございまして、我が方答弁は、そ
れに對しては、それはもう例えば同種のリスクに
さらされる金融機関間の劣後ローンのある意味で
出し合いというようなことについては、これは自
己資本計算上控除するということで自己資本に算
入しないということが徹底しているわけですね。で
ども、同一のリスクではないというものについて
は、この点はやはり別様に扱って資本に算入する
ことを認めるべきではないかというふうな考えも
して我が方はこの制度を作り上げ、また運用もし
ているんだということになっておるわけでござい
ますが、会計の問題というのは非常にいろいろ難
い、また時勢によつていろいろ考えを変えな
ざるぬ点も中長期的にはあるということも私承知
をいたしております、これはもう今アメリカで
大問題になっているエンロンの問題等につい

同様の反省がいろんなところから出てくるという
ようなことを見受けるにつけ、よくよく会計の制
度については中長期的に常に考えていくという姿
勢が必要である、このことは私否定するつもりは
ございません。

○山本保君 公明党の山本保です。

ちよつと質問の順序を変えますので、厚生労働
省の担当の方、おいでいただいていますのでし
ょうか。

それでは、特例子会社についての税の連結納税
制度についてでございますが、塩川財務大臣、
ちよつとお聞きいただきたいんです。

今日も、この前から何度も、この制度の実際の
状況についてはこれからいろいろ調べますとい
うお考えのようではありますが、私、自分の専門でも
ありますので、実は特例子会社制度といまして、
障害者を雇用しなければならぬという制度で、
いわゆる子会社があるのでございます。これは、
この法律改正の目的と申すには、そんなに大きな
ものではないかもしれませんが、少なからず、
この制度ができれば効果があり障害者の雇用
が促進されるのではないかなという気がいたし
ますので、少し具体的にこの辺を今日取り上げま
してこの効果について考えてみたいと思つており
ますので少しお聞きいただきたいと思つており
ます。つまり、今、障害者の雇用を促進する法律か
ら、会社の規模によりまして、従業員の数により
まして障害者を持った方を雇用しなければならぬ
い。その場合、もしそこに至りませんと、ペナル
ティーと言つたら失礼かもしれませんが、納付金
を出すと。このお金でまた障害者の雇用を進め
ると。

その場合に、障害者の方が、この辺、理論的に
なかなか難しいので後で御説明いただきたいん
ですが、本来なら同じ職場で同じ仕事をするべきだ
と思ふんですけれども、やはりなかなかそういう
ことも難しい場合に、その会社が子会社を作りま
してそこで障害者を雇用しますと、その親会社、
子会社トータルして障害者を持った方を雇つたと、

雇用したということにカウントしましょうという
制度があるわけでございます。これが連結納税制
度でございますとつと促進されるのではないかな
という観点でお聞きしたいわけでもあります。

今、簡単に申し上げましたけれども、どのよう
な制度なのか、その場合に、いわゆるノーマライ
ゼーションの理念という、完全参加と平等とい
うような理念から別の、この辺は少し一応押さえて
おきませんと、何か別会社を作ることがまず問題
なくいいというふうに申し上げるのもどうかと思
いますので、この状況につきまして厚生労働省か
ら御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(上村隆史君) 今、先生からお話
がありました特例子会社でございますが、障害者雇
用促進法におきまして、先生から今お話がありま
したように、事業主は一定割合の障害者を、身体
障害者それから知的障害者でございますが、雇用
することが義務付けられておりますけれども、こ
の雇用率は原則個々の事業主に課されますけれど
も、一定の要件を満たす子会社を設けている場合
には、先ほど先生からありましたように、両者を
合わせて一つの会社として率を計算するというこ
とが認められております。これが特例子会社制度
でございます。現在、この六月現在でございます
が、百十七社が設立されておまして、そこで雇
用されております身体障害者それから知的障害
者の数は約三千人でございます。

この特例子会社でございますが、先ほど先生か
らノーマライゼーションの理念等とのことがござ
いまして、これはこの雇用義務制度が昭和五十
一年からスタートした最初から設けられた制度で
ございますが、その後先生おっしゃるようないろ
んな議論がございましたが、現実的な問題とし
まして、障害者に配慮した職場環境を整え、障害
特性に対応した業務の再編成等を可能とし、特に
知的障害者それから重度の障害者の職域が拡大す
る等の障害者本人にとつてのメリットが大き
く、また企業が障害者雇用に積極的に取り組む契機に
なる制度ということで、各方面から現実的な有効

な方法としてかなり評価されているところでござ
います。

また、先ほど申しました百十七社でございます
が、この子会社を有する企業の雇用率でございます
けれども、全国平均は一・四九%、法定雇用率
は一・八%でございますが、まだそれを下回る一・
四九%でございますが、この特例子会社を有する
企業の雇用率は一・九一%ということで、特例子
会社制度を活用している企業は総じて全社的に障
害者の雇用促進に対し積極的な取組を行っている
と評価できるというふうに考えております。

このように、特例子会社制度は、障害者の雇用
の場の確保を促進し、ノーマライゼーションを進
める方法として評価できるものというふうに考え
ております。

○山本保君 もう少しお聞きしたいんですが、私
も幾つかの企業にちよつとアンケートといひます
かお聞きしましたところ、懸念されている、言わ
ば分断して、区分してしまうということがマイナ
スになるのではないかとということを考えました
ら、そうではなくて、やはり同じような力の方が
競い合うとか、また、その方たちに合つたいろん
な職場の環境づくりということも非常に効果的に
行われるので、大変いいのではないかとというふう
に考えております。

厚生労働省としては、この制度は今後も維持若
しくはもっと発展させていこうというお考えで
しょうか。

○政府参考人(上村隆史君) この特例子会社制度
につきましては、この国会にも、その見直し、そ
れから、特例子会社を保有する企業がその他の関
連子会社を含めまして企業グループとして障害者
雇用を進めるといふことを支援するといふような
ことを内容とする法案を、障害者雇用促進法の改
正法案でございますが、提案させていただきまし
て、連休前の四月二十四日に成立させていただい
たところでございます。この施行は十月一日に
なっておりますが、現在、その施行に向けて準備
をしているところでございます。

今、先生からお話がありました、この制度に
つきましては今後とも、特例子会社の経営の安定
や発展、それから設立促進によつて障害者の雇用
が進むように努力してまいりたいというふう
に思つております。

○山本保君 そこで塩川大臣にちよつとお聞き
したいんですが、今、大体の、非常に簡単
にこの制度の意味を説明していただいたわけであ
りますけれども、言うならば、納付金制度とい
う面においては特例子会社を作ることがその会社
にとつてもプラスになっているといふことで、しか
もパーセントとしては、どうも会社に課せられた
数字よりも、その人数よりもっと多く雇つてい
るような実情にあるようであります。

こういう制度が今ありますので、一般論とし
まして、今度この連結納税の制度ができたとき、当
然こういう会社についても、もちろん今回の制度
に当てはまればだと思ふんですけれども、その租
税面、税金の面におきまして、この会社が頑張
っているといふことで評価されて優遇されるのでは
ないかなという気がするわけですが、塩川
大臣、どうお考えでございますか。

○国務大臣(塩川正二郎君) 私たちは、この連結
納税制度の法案を審議した当時は、その特例
制度だったか、考えていなかったですね。今提案
をいただいて、これは場合によつたら非常に雇用
促進に、障害者の雇用促進に役立つ制度となるか
も分からぬと思ひます。

ついでには、どの程度のことか、私はもう全く知
識がなくて申し訳ないんですけれども、この後、
この以後において、私、主税局と厚生労働省の方
と担当者として一回相談させてみようと思ひまし
たよ。やっぱり法律的な措置も必要なんじゃない
かなと思つたりしますけれども、何かの方法ある
か相談させてみたいと思ひますので、御了解いた
だきたい。

○山本保君 厚生労働省局長、また今、財務大臣
からお話がありましたけれども、私の希望としま
しては、是非これは一度細かく詰めていただきま

して、福祉の側から、また労働者、障害者の雇用の面からもう少し周知徹底をもしこの制度ができたとしめていただくと。今、百十七社、お名前を見ますと有名な会社が多いわけでありますけれども、私は、有名な大きな会社だけではなくて中堅の企業においても、是非こういう形で障害者を雇用するということがもう当然の社会的な責任だと思いますか、そんな形でもっと広げていきたいなと思っておりますけれども、上村局長、その辺についていかがでございますか。

○政府参考人(上村隆史君) 先ほど申し上げました障害者雇用促進法の改正法の施行が、特例子会社については十月一日からということになっておりますが、その施行を進める過程で周知広報を図りまして設立促進に努めたいというふうに思っています。

○山本保君 それで、実はちょっと通告には書いていなかったんですが、一つ問題点といえます課題が、これもこの法案審議の中で出てきたことがやはり出てくるんです。

といえますのは、特例子会社という制度が、言うならば一〇〇%子会社でなくともできることになっております。お聞きしましたところ、まだ全体像がどうも分からないようですが、ある統計などを見ますと、大体半分ぐらいの会社が全部一〇〇%出資かなという気がするんですけども、あと多いのは、言わば県とか市と組みまして第三セクター方式で作っているというのがあるわけなんです。

私のところに例が一つ来ましたのは、五〇%持ち株でやると、こういう会社なんです。そうしますと、この五〇%の会社というふうなものも何か入れなくちゃいけないんじゃないかという気がするわけですが、ここで主税局長、もう今まで議論がございましたね、一〇〇%子会社に限るといふことについて、どういう理由でそうなのかということについてお願いします。

○政府参考人(大武健一郎君) 現在、連結納税制度については一〇〇%子会社でさせていたいただいて

いますのは、実は幾つかの理由があるんですが、例えば、子会社の少数株主が、子会社の例えば欠損金の繰越控除、メリットを享受できないとか、言わば少数株主問題というのがございます。例えば、これを少数株主の利益を考慮して制度を設計するということになりましたと、実は、現在お出ししているこの法案、更に非常に複雑なものに多分なるんだらうと存じます。

それからさらには、実はこの子会社の株主の権利保護ということが求められるものから、単に税法だけではなくて、商法等他の法令での取扱い、その関係も実は詰める必要があるというようなことから、現在、現時点では一〇〇%の子会社を対象とさせていただこうとした次第でございます。

○山本保君 局長、確かに一般論として今のお話で今までお聞きしていたわけですが、これ私、特例子会社というこの障害者の雇用に関する会社を見ますと、そういう例よりは、正に相手が地方公共団体である、こういう形が非常に多いわけですね。私などこういう分野は本当に素人的発想で申し訳ありませんが、例えば五〇%が公的分野セクターから出ておつて五〇%を民間の会社が持っている、こういう子会社において、例えばその年の赤字があれば、五〇%当然出資なんですから、その赤字分の一〇%が民間会社の親会社分であるというふうにしてばよろしいんじゃないかと、大変簡単な計算で済むんじゃないかという気がするんです。

もちろん、それを小さな株主というふうなことに、一般論で言えばそうかもしれません、ここでこういう福祉分野、障害者の福祉の分野に関して、特に相手がこういう自治体であるとか、又は社会福祉法人という形の場合、そんなに難しい問題はないのではないかなと思うんですけれども、局長、いかがですか。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

特例的な場合であっても、やっぱり一般論との

関係を整理いたしませんと、単に税法だけでは実はありません。これは実は、連結決算という企業会計上の仕組みとこの連結納税は実は違う要件を課しております、そういう意味ではそれぞれ実は役割が違つてまいります。それは諸外国とも同じでございます。例えば、アメリカなど八〇%で連結納税認めている国もございますが、オランダ、オーストラリアなどというのは一〇〇%です、国それぞれあります。

先生が言われたそういう特殊な第三セクターというふうな事情もよく分かるわけでございますが、やはり一般的な制度との関連をよく詰めてみませんとその辺りはやはり行うことは難しいので、先ほど大臣からもお話がありましたから、我々も直前にこの制度について半分ぐらいは一〇〇%であるというふうな数字もいただきましたので、厚生省にはその実態を少し聞かせていただくことは思っております。

○山本保君 塩川大臣、今局長からも、一般論というのと個別のというのは違うであろうというふうなお話もあつたわけですね。是非、これから検討される中で、こういう分野ひとつ特に見ていただきたまして、私は、単純かもしれませんが、特例子会社というこの障害者の雇用に関する分野に関して言えばそんなに難しい問題はないような気がするんですよ。もちろん、全部がそれに当たらないかもしれない、数社が入つていてということがあるかもしれない。しかし、ある大手の会社と、そのほか自治体など公的分野であるという、こういうふうな例であれば大変簡単に仕事ができるように思うんですけれども、大臣、少なくともその辺きちんと検討していただきたいと思うんです。

○国務大臣(塩川正一郎君) これは非常に個別になりますという問題がございまして、例えば社会福祉法人と企業が組んで会社を作つておるといふようなこともありますし、仕事の都合によって会社のシステムが非常にあると思つたので、一度よく関係者で相談させてもらいたいと思つて

おる。しかし、雇用促進になることは確かに役立つものだから、そういうことも踏まえて一回相談させてみたいと思っております。

○山本保君 ありがとうございます。よろしくお願ひします。また、厚生労働省の方もよくその辺強く打ち出していたいただきたいと思つております。

それで、残りしました時間、今度は峰崎先生に少しお聞きいたします。

既にお話あつたことかもしれませんが、今回の付加税について、この前の参考人のお話など聞きまして、大体一十億ぐらいの分ですか、それを付加税でということに考えられるという試算のようです。もし付加税というものがなくなれば、その分をどのように補てんといいますか、見たらいいんでしょうか。

それについて、ちょっともう時間もありません、最初にもう一つ、もう一つといいますが、今日御説明を、趣旨説明をお聞きしました。そうしますと、連結納税を適用しない企業にとつて今回の改正案は、いわゆる引当金などの廃止によつてマイナスになつてしまふではないかと。マイナスになつてしまふのではないかと。そうしまして、ここで付加税をなくせばもつと連結納税を利用した企業だけにプラスになつてしまふのではないかと、この議論のなかに思ひましたら、そうではないかと、だからこの連結付加税を廃止せよというの、私これをお読みしまして、どうも論理が一貫してないというか、そんな気がするんです。この辺について一緒にお答えいただけますでしょうか。

○峰崎直樹君 最初の、いわゆる一十億近い減収が生じることにについては先ほど櫻井委員にお答えしたとおりでございますが、改めて繰り返したくなりますが、本来、やはり年度改正の当初に、これらの財源をどういふふうな形で捻出するか、あるいはこれはもう本当に減税だけでいくのかとか、そういう政策的な判断が私はあつてよかったと思ひます。

しかしいづれにせよ、今回の八千億近い制度導

入に伴う減税を何としても埋めていきたいという、そういう政策当局の背後には、どうも私はやはり、例の三十兆円枠ですか、こういうものが非常に色濃くにじんでいるなど。そういう意味で非常に、本来ならば、これは構造改革として企業の活力のためには、これはやはり導入しなきゃいかぬ制度だ。

その際に、それをじゃ今度は逆ブレーキを掛けるようなものがあつてはやっぱりまずいねという観点を私たちは非常に重視をしたわけですね。その意味で、一千億どうするんだというふうに言われれば、私もは次善の策として、昨年の第一次補正予算のときにも、ここに先ほど申し上げましたように、いわゆる事務費とかそういう問題点について、財務省の方から非常にこれを圧縮してくれという提案をして一千六百億近くの財源を捻出したわけですから、今年もそれぐらいの程度のお金は捻出することは可能であろうと、こういうふうに考えています。

問題は、もう一つの令御指摘あつたのは、じゃこれを導入しない企業にとっては増税になつてしまますねということでございます。その意味で私もはそう思つております。この点については、先ほどちょっと申し上げました法人のいわゆる配当に対する益金算入の問題などにも実は手を付けています。そうすると、そういったものについても、本当はじゃこれはどうあるべきなのかという議論からすると、今度のやつもやはり私も求めていけるのは、二重のいわゆる税がかぶつていくようなことを避けるべきだというふうについて、より減税をしていかなきゃいけないと思つているところへ、今度はこれで増収を図つていられるわけですね。そのことについて、本来であればいわゆる法律を出して修正をしたらどうだという意見があるかもしれないが、象徴的に我々は、二年間という特例でやつたこの租税特別措置に限つて今回は法案の修正をしていられるわけですが、問題点は今申し上げたような点についても私はあると思つています。

問題は、もう一つ実は大きな問題は、退職給与引当金、特別修繕引当金といったようなものがあるわけですね。これは私たち民主党からすると、租税特別措置法というのとは原則なくした方がいいという考え方を持っておりますから、これがある意味では改正されていくということについては、方向性としては私はそれは間違つていないんじゃないかなというふうに思つていますから、これはいわゆる八千億の減収措置として考えられて今提案されているわけですが、本来的にはこれは長期的には、中長期的にはこれはなくすべきものではないんだろかなというふうに考えておりますので、その意味では、今申し上げたようなことで多分山本委員は理解をしていただけるんじゃないだろうかと、こう思つております。

○山本保君 じゃ時間が来ましたので。ありがとうございます。

○大門実紀史君 日本共産党の大門です。本題に入る前に、今月が、国税関係職員のちょうど今週、来週辺りが人事が発令される時期でありますので、この点に関して一つ二つ質問をしておきたいというふうに思います。

今までの委員会でも、国税関係の法案のたぎに国税職員の、あるいは税関職員の処遇改善というのが附帯決議では全会一致で上げられてきたところですね。ところが、この処遇改善以前の問題として、我が党はかねてから取り上げてまいりましたが、いわゆる組合差別問題というのがございまして、置き去りにされてきた問題であります。

昨年、全国税関労働組合、全税関と略称言いますけれども、これに対する賃金差別裁判が、二十七年もの裁判闘争の末に最高裁判決が出ました。経過は今日でも時間の関係で詳しく触れませんが、要するに、今まで当局が全税関労働組に加入している組合員に対して賃金差別あるいは昇任昇格差別をやつてきたこと、こういうことはもうおやめなさい、もうこれからはちゃんとした、きちっとした労使関係に改めていかなさいということとを最高裁が判断を示したということだと思つています。

実はこの問題では、尾辻副大臣に何回か申入れ、話し合いをさせていただいてきたところですが、すけれども、まず、財務省としてこの判決をどう受け止めてらる、今後どのように労使関係が改善されていくのか、是非、尾辻副大臣の方からお述べいただければと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 御指摘の訴訟につきましては今お話しのとおりでございます。神戸・大阪事案におきましては国側の主張が認められましたが、東大・横浜事案におきましては一部で国の主張が認められませんでした。最高裁からこのような判決が出されたということにつきましては、厳粛に受け止めております。どうぞ、厳粛に受け止めておりますというこの表現を御理解いただきたいと思います。

○大門実紀史君 もう私は、それはもう組合差別をしていけるような時代ではないというふうに思っています。これは尾辻さんともそういうところは一致しているところでございます。ただ、二十七年の重みといいますか、裁判に訴えるしかなかった人たちの思いを率直に受け止めて、もう今後、今も今後二度とこういうことのないようにお願いしたいということ。

もう一つは、過去のつめ跡といいますが、過去の差別のつめ跡といいますが、たくさんの方々が長い間昇任できなく、賃金も低いままですつと来られておられます。間もなくそういう方々が定年を迎えてしまうという時期にも入つておりますけれども、その問題も、今後のことだけじゃなくて、やはり当局の姿勢として、解決する、回復していくといいますが、方向の努力が必要だと思つています。副大臣、どう思われますか。

○副大臣(尾辻秀久君) 今お話しのとおり、同じ税関で職場をともにしておられる労使の皆さんが、正に長い二十七年、本当に長い期間でございますが、その間裁判で争われたということ、これはもう決して好ましいことではございません。これまでの長い間裁判にかかわつてこられた全税関労働組合の組合員の皆さんや、それから、もう

二十七年でございますから既にOBになられた方々も多くおられると思つては、どうしても、そうした皆さんの思いというのは深く理解をさせていただくところでございます。

私もいたしましては、司法当局から出された最終判断を、申し上げましたように本場に厳粛に受け止めて、今回の最高裁判決を契機に労使関係を一層健全で良好な関係にするよう最大限努力していくことが行政当局としての責務である、このように考えております。

また、お話しございました人事につきましては、職員個々の勤務成績、能力、適性等を総合的に判断して行うことが、これが人事の基本でございますので、組合所属のいかなんなどによって人事処遇上の取扱を異にすることがないように、こんなことは決してないようにはきちんとしてまいりますことはしっかりと約束をさせていただきますと存じます。

今後とも、全税関労働組合の皆さんと率直な意見交換を絶えずさせていただいて、健全で良好な労使関係の醸成に向けて努力してまいる所存でございます。

私もといたしましては、このような様々な思いを込めまして、最終審から出された判決について、これは本当に、申し上げましたように極めて重い言葉として、もう一回申し上げますけれども、極めて重い言葉として厳粛に受け止めております。こういう表現で誠心誠意申し上げておりますことを御理解いただきたいと思います。

○大門実紀史君 ありがとうございます。

私、さつき申し上げました本当にもう人道的な問題になつてきているのが、もうこれからの姿勢はおっしゃつたとおり頑張つてもらいたいと思つて、過去のつめ跡といいますが、残されてもう定年間に近づいている、長い間賃金差別を受けて今も、このまま定年になりましたらこれは生涯賃金にもかかわりますからもう大変な問題だと思つて、昨日が内示の日だったというんで資料を

いただきましたら、実は去年と今年と何も変わっていない。去年より今年の方がそういう努力が表れるのかと私、期待しておりました。実際に私、尾辻副大臣のところに二回お話しに行きましたときに、本当に尾辻さんが税関当局に善処すべきだということも言っていたので、当局も、はい、分かりました、何とかしよう、私の目の前でそういうやり取りがあったにもかかわらず、去年と変わらないですね。その努力の跡が見えないんです。

これは、今日ちょっと時間の関係でやり取りすることはあれですけども、どこで努力されていくのか。ここはやっぱり具体的な問題になりますし、先ほど大変いい御答弁をいただいたわけですから、それを具体化するためにはどうしてもこの部分を、もう四十人ぐらい来年定年を迎える方がそのままだったままなんです。二人しか発令されてないんです、今回ね。こういう問題をやっぱりきちんと、そこまで滞留させたのは、最高裁が言うには皆さんの、当局の責任だということも言っているわけですから、この問題を解決する努力をしてもらいたいというふうに思います。

今日は税関当局来られておりますよね。審議官、来られておりますか。なぜ去年と変わらないのか、これだけ簡潔に答えてもらえますか。

○政府参考人(藤原啓司君) お答え申し上げます。昨日の指示に係る関係で、統括官の昇任のお話について御質問がございました。

御承知と思いますが、統括官、あるいはそのほかのポストも同様でございますけれども、統括官の昇任、退職等によりまして統括官ポストに空きが生じた場合に可能となるものでございまして、退職者等がどの程度生ずるかは各年度の状況によりまして相当程度差が出てまいります。

翻って考えてみますと、本年度は統括官の退職等が昨年と比べましてかなり少ない状況にございます。こういう状況の下におきまして、統括官の昇任につきましては、先ほど副大臣からも御答弁を申し上げましたように、職員個々の勤務成績、

能力、適性等を総合的に判断して行うことを基本としたしまして、組合所属のいかんによって人事処遇上の取扱いを異にすることがないように行うこととしたものでございます。

○大門実紀史君 ポストが空かなかったからというの、それはもう通常の話で、最高裁が求めているのは、この判決を重く受け止めて特段の努力をしないという方向だということに思っています。副大臣が指示やったのもそういうことだと思います。うん、そうですね。そもそも二十年間もポストが空いていても就けなかったのは皆さんの責任だったわけでしょう。それを問われているわけでしょう。ですから、特段の努力をする必要があるということなんです。

これは副大臣、また具体的に申入れなり御相談に伺いますので、こういう事態がそのままになってはまずいというふうに思っていますので、是非また御努力をお願いしたいということだけ申し上げておきます。

もう一つ、国税庁の方ですけども、国税庁の方は別に最高裁の判決が出たわけでも何でもありませんし、裁判になっているわけでもありませんが、同じように組合差別、全国税組合に対する差別、また、もっと悪いのは女性差別が国税庁の場合に残っているということです。

これも私も何回も質問で取り上げてまいりましたけれども、いや、適材適所の配置しているんだ、差別はしていないんだと、そういう木で鼻をくくったような答弁を繰り返されたわけで、今日はその中身の論争をする時間ありませんし、するつもりありません。実態として、結果としてどうなっているか、それをどうするかという話だけに絞りたいと思いますが、資料を配らせていただきます。これは、国税庁の職員組合であります全国税労働組合中央本部が調べた数です。

率直に申し上げます、国税庁の中も、私は、今の時点でが組合差別をしようとかそういうことは余り行われていない、もうそういうのは時代遅れだというのがやはり何となく私は国税

庁の中でもなっているような気がいたします。そういう中で、先ほど申し上げました、過去に滞留している、差別のために昇格の遅れてきた人達を一定、それぞれの局で解決をしてくておきます。

例えば大阪なんかそうですけども、この表で見てもいろいろなのは東京です。東京だけ、一番右端にトータルで、まだ、八級ポストといいますが、管理職の発令がない方が四十人残っています。器からいって、例えば東京は一万五千人ぐらい職員がいっぱいいますけれども、近畿は一万二人ぐらいいます。その比率でいって見てもらっても東京だけ、近畿は七人だけ、東京は四十人も残っているわけですね。内訳書いてありますが、半分は女性が大変昇格が遅れていると。異常なんです、東京局だけ。つまり、例えば近畿ですと、この間、発令を増やして残る人を少なくしてきた、努力をしてきたわけですが、東京はそれがなかったものですから、されなかったものだから、四十人も去年の七月時点で残っているということなんです。

今日は国税局次長福田さん来られていると思いますが、福田さん、あなたは東京国税局長でした。なぜ東京だけこんなにくさん未昇任、未昇格の人が残っているのか、説明してもらえますか。

○政府参考人(福田進君) お答え申し上げます。人事に当たりましては、従来から、公務の要請に基づき適材を適所に配置し、行政効率を最大限に発揮できるように、こういう考え方の下に、職員個々に適性、能力、勤務実績等を把握し、これらを総合勘案して適正公平な人事の確保に努めているところでございまして、いわゆる署の統括官を始め管理者への登用に当たりまして、このような考え方の下に適正に実施しているところでございます。

東京国税局におきましても、このような考え方の下に適正公平な人事を行っているところでございます。

○大門実紀史君 あなたね、適正な配置やつていればこうならないでしょうと、それを申し上げているわけですよ。何を勘違いされているか知りませんが、人財の適材適所配置というのは、ちゃんと全体を見て昇格をさせる、民間企業なら当たり前のことです。皆さんの能力がなかったか、特別に差別をして滞留させたか、どちらかしかないわけじゃないですか。適材適所にやつていたら、これ残っているわけじゃないでしょう。ちゃんと説明しなさいよ、あなた。

○政府参考人(福田進君) お答え申し上げます。人事に当たっての考え方は今申し上げたところでございます。職員個々に適性、能力、勤務実績等を把握し、これらを総合勘案して人事の確保に努めているところでございまして、女性であることを理由に人事上の差別を行ってはおりません。

○大門実紀史君 もう聞いても仕方ないので、尾辻副大臣に伺います。

先ほどの全税関問題と私は本質は同じだと思っているんです。率直に言って、私は、本当に今の時点でひどい差別をやっていると、そういうことを言っているわけじゃなくて、過去の差別によってずっと滞留してきた人たちが、しかもその人たちが定年を迎える、これは人道的にも改善しなきゃいけない問題で、特段の努力をしてほしい。東京だけなんです、ひどいのは。ほかもひどいところはあるんですけども、特にひどいのは東京だけなんです。これは改善できるはずなんです、努力すれば。してきたわけですが、ほかの局は、していないというのがこれ歴然として、数からいって。

これはやっぱり、あなた、それでも次長なんです。全体を見る立場だったら、自分がいた東京局、こうなっていることについて、少しくらい言わなかったとか、遺憾だとか、努力しなさいと言ったのが当たり前じゃないですか、全体を見る立場だったら。国税庁長官とこの前話したら、それは考えなきゃいけない問題だとおっしゃっているわ

けです。次長のあなたが何言っているんですか。副大臣、この問題も、これも含めてまたお話ししていきたいと思いますが、私、とにかくもう組合差別というような時代ではない、現場の皆さん一生懸命働いているわけですから、明るい職場といえますか、明るい労働関係を作っていくことこそ今後の役所の在り方だというふうに思うわけですね。こういう問題、過去のつめ跡といえますか、差別的形跡みたいなものは一日も早く清算していくということで引き続き努力をお願いしたいし、私も一緒に、ちよつと役所の方は駄目みたいですから、政治主導でやっていきたいというふうに思います。

本題の方に入らないといけませんので、連結納税の方の話をしたいと思いますが、私、もう余り細かいことを聞く気がありませんで、衆議院、参議院のこれまでの議論を聞いておきますと、どうも不思議でたまらないのが、連結納税制度と減税の話ばかりになっていると。

これは、財務大臣と民主党の峰崎さん、両方にお伺いしたいというふうに思うんですけども、国際競争力とか活力とかいろいろもつともらしい看板を付けて、減税することが今大事なんだと。これは前回、竹中大臣と私少しやり取りしましたけれども、今、単に企業の利益を増やしてあげることが決して国際競争力強化にはならない、日本経済全体を良くすることにもなるのかどうかというふうには私も疑問を持っております。ですから、単純に言えば、今回の連結納税、例えば税制改革案が出てきている試験研究費もそうですし、ほかのものもそうですけれども、何か、競争力とか言っていますけれども、単に税金をおまけしてやって利益を残させてやるだけのこと、それ以下でも以上でもないような気がずつとしてきているんです。

例えば、この連結納税制度というの、もちろんこれは御存じのとおり、何も減税先にあつたの制度ではありません、諸外国の例を見てもですね。そもそも、グループが企業戦略として子会社化する

る、分社化する、あるいは逆にグループを一つのものとして連結決算をする。つまり、企業戦略が先にあつて、その決算上連結決算で、体力をそれで国際的にも示していくとか、正当に評価してもらうために示す。もちろん納税というのはリンクしますから、税引き後の利益が大事だという点でいけば連結納税もくつ付くかも分かりません。いずれにせよ、それはあくまで企業が企業の戦略として選ぶことでありまして、その結果、増税になろうが減税になろうが、それは企業戦略としてそれも含めて選べばいいだけのことで、何も減税先にあつたことではないんです。連結納税制度も何も。例えば法人税、法人課税と企業形態というのでも論からいっても、何も減税がどうのこうのという話ではそもそもないと思うわけですから、どうも今回の日本の連結納税議論を聞いておきますと、まず減税の話ばかり出てくるんですね。減税することによってインセンティブを働かすとか、連結納税制度がないとデイスインセンティブだ、逆に足かせになっていると、こんな議論ばかりが出てきます。

しかも、もつとひどいのは、この連結納税制度を導入することによって、赤字の、赤字部門を抱えているところは減税になるわけですね、簡単に言えば、今までよりも。そうすると、企業というのは本来、赤字部門をどう黒字にするかというふうな努力をしなければいけないにもかかわらず、こういう甘やかした減税をやれば、これはもうモラルハザードといいますか、赤字があつた方がいい、あつた方がいいんだというふうになることだつて考えられるわけですね。何か今回の連結納税制度、そもそも論からいっておかしい議論になっているのではないかと私思います。

率直に言つて、ずっと議事録も読みましたし、答弁、質疑聞いておりましたけれども、中小企業の要求もありますと大武さん何度か言われましたけれども、そうじゃないですよ。経過からいって、経団連が非常に熱心に要求してきて、財務省がそれに押されて、仕方ないから付加税だけ掛け

たと、こんな経過ですよ、簡単に言えば。そんな国際競争力とか、そんな偉そうな話じゃないんですよ。

例えば、経団連でいきますと、調べてみましたけれども、ほとんど分社化すべきところはしております。大体のところはしております。つまり、そういうところにとつていえば、結果に対する減税だということなんです。インセンティブでもなければデイスインセンティブでもない、結果に対して減税してくれ、してあげると、これだけの話なんです。

しかもですよ、もう少し言わせてもらえば、この間の分社化、子会社化というのは、ほとんどは赤字部門切捨てとリストラ、首切りに使われてきたわけですよ、その制度そのものが。それで、たくさんの人をリストラして、解雇して、企業利益を上げて、その上、税金までまけてくれという話ですよ、簡単に言えばね、流れから行くと。

私は、何かこの連結納税の今回の議論、もうおかしいことから始まつて、おかしい方向に行つていくというふうに思います。こういうことをやっていると、私は、日本の企業は国際競争力高まつて評価受けるどころか、私、ばかにされると。本当に、これはもう税制の護送船団方式だというふうに言いたいぐらいです。

そういう点ではどうですか、財務大臣と峰崎さん、思いますけれども、こんなことで本当に国際競争力が高まつて日本経済良くなるんですか。

○峰崎直樹君 今の御指摘を私も質問を受けたときに、これはやはり誤解があるなど。先ほど、要するに連結納税制度を何のために入れるかというところのそもそも論のところ、私、前回質問に立ちました。本会議でも質問しました。それは私、一番大きいのは、企業の分社化を進めて、そのことによって本当の経営者を作ると。アントルブルナードというものをどうやって実現するかというときに、人材という、経営者というのは本当に重要なんだと。この点は、私は塩川大臣と多分恐らく認識を一にしているらうと思うんです。

す。

そういう意味で、そうすると、それを分社化をして、非常に不採算部門かもしれない。しかし、その不採算部門をあえて引き受けてそれを立派に立て直していくという、これが実は本当の意味での経営者だと思えますね、私。そういう意味で、今おっしゃられたような事例ももちろん、ある意味では不採算部門というのを外してリストラだけを指すような、そういうものもあるかもしれない。しかし、本当に企業の中に今まで抱えていた中から本来であれば分社化していったということとは、実は赤字部門を元々は一体で経営していたものを一〇〇%子会社で出した場合は、その分、実は赤字部門が減つていくわけですよ。そうすると、やはりなかなか分社化が進まないということになりがちなんです。

その意味で、いわゆる連結決算というもののありよう、そしてその間、連結納税というものをいれないと、本当の意味で企業経営を柔軟に持つていくという、そういう形での展開というのはあり得ないと。そういう意味で、私はインフラだと。つまり、制度的な資本としての連結納税制度というのは、連結決算、それからこの間お話ししました純粋持ち株会社の解禁と、これは私、一連のものとしてとらえていくべきだというふうに考えているわけですよ。

問題は、減税のためにやっているんじゃないんです。しかし、企業というのは、やはりある意味では利潤を目指しているわけですね、株式会社というの。その意味で、企業にとって不利益になることは私はやらないと思います。じゃ、結果として減税になつて税の負担が減るじゃないかと。私は、その減つた分は、必ずやその企業が、本当の経営者は、つまりこの社会において利潤を獲得するために努力をする。そのことによって企業が活力が出て所得を向上すれば、法人税制の収入やあるいは雇用の拡大、こういう形で展開していくんじゃないでしょうか。

私どもは、そういう意味で、逆にその金の卵を

作っていく。そして、その金の卵から生み出すという意味では財源といえますか税源というのは、しっかりとそれはまた国の国庫に返してくるという、そういう良循環を形成していくために、私は、この制度というのはどうしても必要だろうというふうに思っていますし、その意味で、私は先ほどから中立性というふうに申し上げていきますけれども、やはり企業再編というものを非常に柔軟にしていこうといういろいろあったけれども、それを実は妨げているのが税制であるとしたら、その税制は、中立であるべき税制としては、私は、連結決算、連結納税という形で展開をしていくというのがある意味では当たり前なんではないんだろかなというふうな思っていて、私もはこういう形で提起しているわけであります。

○副大臣(尾辻秀久君) じゃ、私からも一言お答え申し上げます。

先生のお話伺っておりまして、私が理解させていたところではそのとおりであります、こういうこととあります。そのように思いますと、こう申し上げたいと思うわけであります。すなわち、最初に企業戦略があつて、全体のグループをどう考えるかということが、そしてその結果として減税があることもある、こういうことでありまして、先に減税がある話ではない、減税のためにという、そういうものではないというのは先生の御指摘のとおりだと思います。

ただ、最初の企業戦略というところで、私どもは今、今日、産業空洞化とかございますので、是非、国際競争力という、そういう観点で企業が戦略を練っていただければと、こういうふうな期待をしておると、こういうことでございます。

○平野達男君 国会改革連絡会の平野達男でございます。

まず、連結納税制度につきましては、やはり持ち株会社の解禁、あるいは会社の分割法案、分社化に向けた法制度の整備等々の延長線上にありますし、あるいは企業をめぐりるいろんな国際状況の変化等々を踏まえれば、この導入についてはやっ

ぱり反対の余地はないのかなという感じがしております。

ただ、今回の法人税法等の一部を改正する法律案全体を見ますと、一言で言えば竜頭蛇尾の感じがあまりまして、蛇尾、いわゆる蛇のしっぽの部分はもう言うまでもなく連結付加税でありまして、そんなしっぽは切つてしまえ、切つて燃やしてしまえと、つまり蛇尾はだびに付せというのが民主党さんの提案の修正案でありまして、これは賛成するものであります。

法人税法等の一部を改正する法律案につきましてはちよつとそういったコメントを申し述べさせてもらひまして、今日は、若干、税制の基本的な考え方につきまして、大臣、副大臣にちよつと御質問したいと思ひます。

まず、先般、政府税調から「あるべき税制の構築に向けた基本方針」というのが出されました。これを読みますと、例の三原則、公平、中立、簡素というような立場に立つて、かつ、財源調達機能の強化ということを言つていまして、どちらかといいますと、増税色とまではいきませんけれども、そういったニュアンスを出して、背景にやはりプライマリーバランスの回復が必要なんだというようなことを言つていような答申であつたと思ひます。

この答申につきまして、財務大臣の評価、現下のいろんな経済状況等を踏まえて、この答申が出されたことに対する評価を冒頭ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正太郎君) 税制問題を考える場合、減税が増税かということ、その視点に立つて議論を展開される場合が多いのでございます。最近におきましては、どうしてもやっぱり国会の議論は減税に集中していきまして、税制改正イコール減税ということになってまいりました。その結果として、税の、いや、国家の収入源が非常に窮乏してきておることは事実でございます、それじゃ、その窮乏したものをどうするかということになりますと、各種料金、原因者負担の料金、あ

るいは国債発行ということで賄つていこうと、これは、私は国家の財政状態全体から見たら健全な姿ではないと思つております。

でございますから、税制を改正する場合には、減税も重要なファクターでございますが、同時に財政のバランスを取る意味において、増税の部分、少なくとも増税にならなくても増収の面にどういう具合に知恵を働かすかということ、これも考えられておらなければ立つていかないんじゃないかと、こう思つております。

したがつて、今回の中期税制のあるべき姿というのの中に、私たちは中立という面について非常に深刻な議論を展開したことは事実でございます。政府税調は中立を中心として主張をいたしましたが、経済財政諮問会議の方では、中立ではなくして経済の活性化になると、こうおっしゃいます。しかし、よく議論を煮詰めていきますと、中立も活性化も結論は同じところをついていったところでございますので、表現のことについてはこだわらないということに経済財政諮問会議でもなつたわけでございます。

私の方も、中立は趣旨として尊重するというところでございますので、活性化ということ、活力ということを諮問会議でお使いになつても、そのことについては我々は別に際立つて反対するということとしてはおらないと、これが税に対する原則であります。

それじゃ、具体的にどうするかということでございますけれども、これは総理指示として出てまいりましたので、まずは広く薄くということでございます。それと、経済の活力増勢に役立つものというところでございまして、それから次に簡素化をできるだけ図れと、この原則の下に我々今後の具体的な税制を考えていきたい、こう思つておるところであります。

○平野達男君 今、広く薄くというようなお話がございましたけれども、今回の税制のこの報告書の中には最低限度の引下げということについての明確な記述はなかつたかと思ひますが、ちまたで

はいろいろ議論されていきます。その一方で、最近の課税の状況を見ますと、消費課税の割合が増えつつ、法人所得税、個人所得税の割合が過去十年、十五年の経過を見ますと割合がどんどん落ちていくというところで、どうも間接消費課税の強化の方向に向いていっているのではないかなという感じがしておりますけれども、課税最低限のない比例的な勤労所得税と一般消費税とは、マクロの貯蓄に与える効果を除けば実質的に同じ税じゃないか、所得税の課税最低限を引き下げれば消費税を上げる必要はないというような見解もあるように思ふんですが、この消費税の議論と課税最低限度の議論というのは、これは私はセットではないかと思ふんですが、大臣あるいは副大臣、どのようにお考えでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 改めてでございますけれども、所得税の課税最低限は各種の基本的な控除の積み重ねの結果定まるものでございまして、個人所得課税の負担構造を示す指標の一つとして認識されております。すなわち、結果として課税最低限が出てくるものでございまして、先に、先ほどの議論じゃありませんけれども、課税最低限がある、こういうことではないということ、これをまず申し上げまして、そして、その諸控除の見直しについて今いろいろ御議論ございまして、結果として、申し上げたように、引下げがある場合もある、このように私どもは考えております。

したがいまして、今そのことを申し上げましたのは、今、所得税とセットというお話がございまして、その課税最低限の話申し上げて、こういうことでありますと所得税とセットということではちよつと性格が違うと、そういうふうな考へております。

○平野達男君 消費税でしよう。

○副大臣(尾辻秀久君) 済みません、ごめんなさい。消費税とセットということでは、所得税の今申し上げたような性格、また特に課税最低限のことについて申し上げましたのは、そういう性格からして性質が違うというふうな考へておりますと

いうことを申し上げたところでございます。

○平野達男君 私は、いずれ所得が最終的には支出に回るんだという意味においては、消費税率の上げということと所得税率の上げというのは、密接にはパラレルではございませんけれども、相当の関係を持っていることだと思えます。

それとあと、ちよつと話が別な方向に行きますけれども、もう一つは、税制との関係で考えなくちゃならないのはやっぱり社会保障費の負担であると思えます。いわゆる所得税については累進課税でやっていますよという一方で、いわゆる年金制度については、もう一番分かりますのは基礎年金、一人当たり一万三千五百円でしたか三百円でしたか、これはもう逆進性の強い人頭税じゃないかというようにございまして、税制を考えるとときには社会保障というものとセットで考えなくちゃならないと。

昨日、本会議で我が党の女性闘士の森ゆうこが、木を見て森を見ずというのは困るということを行いましたけれども、こういった中で、そういった趣旨は、税制の今回の答申についても、これは税調だからいいんだということじゃないんですけれども、社会保障は社会保障で、今、医療保険法の改正をやっていますけれども、そういったものをトータルとして議論しなければ本場の姿というのはやっぱり見えてこないと思うんです。これはもうあくまでも税制だということで、恐らく税調の会長さんはいさういふことだと思えますけれども、財務省あるいは政府として見た場合にはそれは済まないんじゃないかということでありまして、先ほどの冒頭で言いましたように、やはり私は、消費税の引上げをするということがもし将来的に必要だということであれば、私は必要だと、というふうに言うところとちよつと語弊がありますが、と思つていらっしゃるが、それを念頭に置いた上での課税最低限というのを、議論というのやっぱりするべきだというふうに思いますし、ちよつと独りしやべりしていますが、質問は、トータルと

しての議論が必要だという質問にしたいと思いたすので、大臣の御所見をお伺いいたします。

○副大臣(尾辻秀久君) 今、トータルとしての議論が必要だということにつきましては全くそのとおりだと考えております。

それで、更に具体的に御答弁いたしますと、非常に大きな問題で、そういう問題でありますだけに教科書どおりの答えになりますので、もうそういうお答えは差し控えていただきますけれども、先生がおっしゃった、トータル、大きな議論をしなきゃならないということについては、全くそのとおりだと考えておりますというお答えをさせていただきます。

○平野達男君 正にそういった趣旨で御同意いただけるということであれば、それを議論する枠組みを作られたらどうかと思うんですが、これはもう財務省の所管ということじゃなくて、ひよつとしたら内閣全体の問題になるかもしれないんですが、こういった形で、税制調査会とか党の税調とかという、いろいろ税に際してもいろいろな仕組みがありまされども、国民の負担というのはどうあるべきだというものをトータルとして審議する機関、いわゆる今回の医療改革制度もそうです。それから年金の制度の改正もそうです。そういったものを全部として、セットとして議論するというような機関を作ったらいかがかと思うんですが、財務大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 正に予算委員会での議論をやつてほしいんですね。私も衆議院参議院の予算委員会聞いています。七割がスキャンダル問題なんですよ。それで、三割が経済問題で、それで、その中のごくわずかが予算。予算、ほとんど質問ないんですね、財政問題も。是非ひとつ予算委員会におきまして、当初予算の審議のときには、その負担と給付の問題、しっかりとひとつ議論をしていただきたいと思います。昨日も、今井先生ですか、民主党の。答弁、私いたしました。正に原因者負担というのと、そ

れから保険である以上は保険料で賄うものというふうにはバランスを取るから、これはもう大変な重要な問題でございますので、ここなんか掘り下げた議論をしていただくようお願いいたします。逆にこちらからお願ひしたいと思つております。

○平野達男君 できるだけそういう議論をするように努力いたしますけれども、やはり政府としても、そういった議論を個別でやるということじゃなくてトータルとして議論をする、そういう場を是非設定してはいいかなというふうに思っています。

それから、もう一つ税制に際しましてちよつとお伺いしますけれども、この報告書の中にも「地方分権と地方税の充実確保」ということがうたわれておりますけれども、御承知のように、地方分権というのは一つの大きな流れだということと、今その方向に向けてのいろいろな議論がされておりますけれども、その地方分権の中で、議論の中でやはり重要なのは、歳入自治権の問題、地方の歳入をどうするんだという問題が私は一番重要ではないかと思ひます。

今、税源移譲を地方にどんどんやるんだということで、県なんかでは例の外形標準課税なんかについていろいろ議論もしていますし、いろいろな要望も出されているようですが、このちよつと基本的な考え方ですけれども、税源移譲を地方にするということであれば、当然のことながら、それに見合つた分の国税をカットしなくちゃならないということであるかと思ひますが、こういった原則はあるという理解でよろしいでしょうか。

野さん議論されたら、これちよつと迷惑な話でして、これはやっぱり地方分権のいわゆる機関委任事務をどうするかということなり、あるいは地方自治体の持つております固有の権限というものとの兼ね合いをどうするか、要するに地方の行政責任と、それからそれを執行するに必要な財源との問題というのを考えていかなきゃならぬと思つておりました、一概に税の面だけで地方税を考えるべきじゃないと、こう思つております。

○平野達男君 じゃ、そうしますと、これから例えば地方が自主財源ということである課税をやれば、それに見合つた国税のカットはしていきますよと、あるいは補助金のカットをしていきますよという理解でよろしいんですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、税だけで平

ちよつともう一つ、この「地方分権と地方税の充実確保」ということに関してなんですが、いろいろとこの中でも、何ですか、自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが重要であるということをやつてございしますけれども、ちよつとこれ、見方を考えますと、これをそのままやっていきますと要するに不交付団体はいよいよリッチになつて、それから過疎の地方公共団体はますますつて貧乏になるという、そういった面を抱えております。

これはある意味においては、これは私は個人的な意見なんですけれども、これからの地方分権本気でやる気であればそれぐらいの覚悟はせないかぬということもあるかもしれないが、今いろいろな議論を見ますと、そういった地方公共団体に対する覚悟を促すということが必ずしもこの今回の税調の議論の中でも出てきませんし、むしろこれは総務省の、旧自治省のお話かもしれません。が、そういったことの議論を抜きに、どつちかという美辞麗句を並べたような地方分権の議論になつていくような気がするんですが、このちよつと歳入基盤の強化を、自主財源を中心とした歳入基盤の確立ということをきつちり進めていけば、これはある意味において地方公

共同体間の格差というのは広がるんだという認識
でよろしいでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 認識としては、私どもも
そのように考えます。

したがって、市町村合併による受皿の整備、
そうしたことを今お願いをいたしておるわけでござ
います。

○平野達男君 これはもうここからいくと本当に
総務省との議論にすべきかもしれませんけれど
も、本当に市町村合併の背景に、そういった税源
移譲を今後やっていくんだということ、いわゆ
るそうやることによって、地方こそ今しつかりと
した合併をしなければ歳入欠陥が、歳入に非常に
大きな障害が出てくるんだということを、これは
もうちよつとさつきり言う必要があると思いま
すし、逆に、今の議論を聞いていますと、地方交付
税をカットしたいがために、要するに国の都合で
もって、要するに地方交付税をカットしたいとい
う国の都合が先にある、その後に税源移譲が付
いてきて、その中に合併が付いてくるという、
ちよつと議論が逆の方向に走っているんじゃない
かという感じがします。ここはよくこれから
も、この地方税の充実確保のところにおいては、
やはりなせ地方分権、税源を地方に移譲するんだ
ということの議論を先にやって、ただ、これをや
れば、しかしこれだけの歳入の欠陥がありますか
ら、やっぱり合併が必要なんですよといった論理
立てをもう少し明確にする必要があるんじゃない
かなというふうに思います。

これは、またここで議論するということな
ことじゃなくて、繰り返すけれども、総務
省の方と議論するべき話かもしれません。
それからあともう一つは、最後に若干ちよつと
時間がありますので、先ほどの社会保障の観点で
ございますけれども、これはもう我が党自由党が
ずっと言ってきたんですが、基礎年金、老人医療
それから介護、これは国家が責任を持つべきもの
ではないかというふうに言っております。

基礎年金の話だけにちよつと話を絞りますと、

基礎年金につきましては今国庫負担が三分の一で
したか、二〇〇四年からたしか二分の一にする
ということが決まっておりますが、残りは賦課
方式になっていくわけですね。賦課方式にする
ということではなくて、税制方式に変えるべき
じゃないかということをやつと申しております。その背
景にあるのはやはり、このいわゆる基礎年金、介
護、老人医療については国家の責任である、言わ
ばシビルミニマムのなせーフティネットである
ということ、それを税金方式に変えるべきだとい
う議論がされております。

これについても我が党の自由党の議員が何回か
主張されたと思っておりますが、私もこれを初め
て今日しゃべらせていただきましたが、御見解を
ちよつとお伺いして、質問を終わらせていた
きます。

○副大臣(尾辻秀久君) 今の三分の一から二分
の一の引上げ議論をいたしましたときは、自公連
立内閣時代でございました。この三党でプロジェ
クトを作りまして、実は私もそのメンバーで
おりましたからその間の議論は割と承知をいた
しております。

そのときに最後にまとまりましたのは、財源を
確保して、このところが随分議論があつたん
ですが、財源を確保して三分の一から二分の一に
上げるということで文章はまとめたわけであり
ます。

ただ、その思いはそれぞれございました。その
財源をどう考えるかということで、かねての御主
張はよく承知をさせていただいておりますけれ
ども、これは今後の検討事項だと、こういうふう
に考えております。

○委員長(山下八洲夫君) この際、委員の異動に
ついて御報告いたします。

本日、清水達雄君が委員を辞任され、その補欠
として段本幸男君が選任されました。

しますけれども、民主党さんが、この連結納税制
導入に当たって、企業が選択をしないという理
由の中に付加税の導入ということがあつて、そ
を取つてしまうことがいいということで修正案を
出されましたことは、私自身は制度の導入を積極
的に図っていく観点からは非常に評価をすべきも
のというふうには思っているわけですが、その
財源問題についてはさつき公明党さんの山本先
生がお聞きになりましたので、そこはよし、聞か
ないことにいたしますけれども、しかし、その付
加税を削除してもなおかつ導入をする企業が非常
に少ないということが現実としてアンケート調査
にも見られているわけですね。

そうしますと、この連結納税制度が構造改革と
かあるいは国際競争力を高めていくために必要だ
という論理の展開をして導入を進めてきましたけ
れども、現実にはやつぱり赤字企業の救済、赤字
大企業の救済だけに使われてしまつて、減税の良
いところだけを取られてしまつて、本来、連結納
税制度が導入をされて、その適用、連結決算など
を導入している企業が全部導入することになれ
ば当然税収は上がってくるということ、今の
財源という点についてもプラス面が出てくるわ
けですけれども、そういうことになっておらない
ということに対して私は非常に残念に思うわけ
でございます。

そこで、質問通告していなかったもので、ちよつ
とそこ、民主党の修正案についてはちよつとも
う聞くことができませんが、法人事業税の外形標
準課税の導入についても税制会議などで協議がさ
れておりますけれども、民主党としては、この外形
標準課税の導入についてどのように考えておられ
るのか。そしてその際、赤字中小企業の問題とい
うのが非常に大きくクローズアップされるわけ
ですけれども、民主党としてはこの点どういうふう
に考えておられるのか。将来の財務大臣になられ
るかもしれない峰崎さんにもさつきお伺いをして
おきたいというふうに思います。

○峰崎直樹君 本当にいい質問をしていただい
て

ありがとうございます。私も将来の財務大臣を目
指して頑張つていきたいと思っております。

さて最初に、実は付加税の導入の問題のところ
で質問通告なかった件、私お答えをさせていただ
きたいというふうに思っておりますが、それは実は、
先ほど制度インフラだというお話をしました。と
いうことは、これは一回入りますと、よほどのこ
とがない限り、もちろん条件がいろいろあります
けれども、抜けられないんですね。徐々に徐々に
入っていくだろうと思ひます。

そうすると、この制度が導入されることに伴
つて、当初は目先の利益で入つたとしても、当然こ
の制度が予定されている様々なメリットを私は受
けていく可能性がこれ出てくるというふうには思
つていますので、非常に短期的に私はやはりこれ
を見るべきじゃなくて、制度的なインフラの整備と
いう意味で私非常に重要な改革だったというふう
に思っております。これは私の個人的な見解だ
と思ひますが。

さてその次に、第二番目の問題として、法人事
業税の外形標準の問題なんです。これは私かね
てから、現在の地方税の中で最大の問題は、特に
都道府県の場合は私は法人事業税にある。つま
り、本来、地方自治体の税源というのは安定財源
が望ましいなというふうには思つていまして、所得
に非常に感応的な、所得が変動することに依
つて変わっていく法人事業税の改革が一番の課題だ
と。安定化するのにはどうしたらいいだろうか
という考え方でございまして、この際に、やはり
外形標準化というものが一つの選択肢として挙
がってくるというふうには考えております。

その意味で、我々が導入する場合も、この法人
事業税との間のある意味では税収中立という観点
で税率設定をしていったらいいんではないんだろ
うかというふうには考えています。今日、実は雇
用問題というのが非常に深刻であるということも
考へておりまして、その意味で私どもは、このい
わゆる外形を考へるに当たつて雇用要素を非常に
少なくして、売上げであるとか資本金であるとか、

そういったところを少し広げていくというふうに入に際して、やはり景気の問題だと思えます。つまり、この間、七割近い中小企業が実は税を払っていないという問題、税の空洞化が起きてきているわけですが、その意味で、実はこの外形標準というの、正に所得が上がって、徐々に経済が活力を増して所得が上がってくれば、実は外形を選んだ良かったというふうになるはずなんです。つまり、所得でやれば所得に応じた、もちろん中小企業であれば二二%、それから法人税であればもっと違った税になるわけですが、すると所得税を払うよりも外形で払った方が、景気が良くなれば当然よくなるわけですから、当然元気のいい中小企業は私は外形標準に賛成だという声を随分聞いておるわけです。

その意味で、このいわゆる導入時期は、来年から導入するなという短絡的なことではなくて、やはり景気が自律的な循環を進める、そういうプロセスに入った段階で私は入れるべきだし、そのことが、元気な中小企業の皆さん方から受け入れられる要素をもっと増やす道だろうというふうに考えています。

もう一点実は付加させていたきたいのは、この機会に、実はいわゆる赤字になった中小企業の皆さん方は、実は前年度プラスの場合は、すなわち税の繰り戻し還付というものがあつたわけですね。これは租税特別措置で決められていた方法ですが、これが実は今停止されているわけです。その停止されたのは平成四年なんです。平成四年から以降、実は赤字法人、中小企業法人がほとんどどんどん増えているんです。

私はどうも、やはり繰り戻し還付制度を導入すれば、景気がいい悪いというのはもうこれは世の常ですから、当然のことながら景気のいいときは税を納めましょう、景気が悪くなった場合に、赤字になった前年度の税を繰り戻してもらいま

しょう、この制度を入れることの方が、中小企業の皆さん方が節税対策に努力をされるよりも、ある意味ではきちんと税を払い、そして景気が悪くなったならばその一年間の繰り戻し還付があるんだよ、このことの方が、私はやはりもう一回この制度を、ある意味では停止していることを元に戻した方がいいのではないかな、このことも併せて申し上げておきたいと思えます。

○大淵綱子君 ありがとうございます。

導入は景気が良くなつてからすべきであるということ、これは、中小企業の経営者なども口をそろえて言っているわけですが、しかし、先日私は新潟県の知事から予算要望というか陳情を受けました。地方の自治体は、今のこの不景気の状況の中で税財源が全く不足をきていて、すぐにでも導入をしてほしいという強い要望があるわけなんです。ですので、そこをどういうふうに合わせていくのかなというの、この国会での議論を進めていく以外にはないというふうに思っているわけでございます。

今日は総務省にきていただいておまして、お答えをいただきたいというふうに思うんですけれども、総務省は昨年の十一月に法人事業税の改革案ということで示されましたけれども、旧自治省が示された改革案との違いというのはどこにあるのか教えていただきたい。さつき峰崎委員も、資本に対しての課税を少し入れたらどうかというふうなこともおっしゃっていらっしゃったけれども、多分その資本のところの課税が少し広がったところが違つてきているのではないかと、いうふうに思うんですけれども、なぜ資本を税の基準の中にに入れてきたのかということも含めて話していただきたいと思えます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) お答えいたします。私も、平成十二年に旧自治省案を発表いたしました。さらに昨年、総務省案という形で発表させていただいたわけでございます。

旧自治省案におきましては、法人の活動を客観的、公正に示す特徴を有します事業活動価値とい

たしまして、付加価値と一般に講ずる言われているものを外形基準として採用いたしました。所得基準と外形基準を半分ずつ使うという課税方式でございました。

この課税方式につきましてはいろいろな意見が出されたところでございまして、ただいまも峰崎先生からもお話がありましたけれども、税額に占めます給与分の割合が高いのではないかと、いう論点が一つございました。それから二番目といったしましては、給与との関係もあるわけでございますけれども、いろいろな控除制度などが複雑に絡み合つてございまして、制度が少し複雑なのではないかと、いう論点もあつたわけでございます。

そこで、昨年の総務省案におきましては、全体の中の付加価値の割合を少し下げまして、資本割というものを入れることによりまして、今申し上げましたような幾つかの御意見にこたえようとしておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、総務省案におきましては、全体の六分の三、半分でございますけれども、それは従来の所得で計算いたしますが、残りの三分の二を付加価値といたしまして、それから残りの三分の一を資本割とするような案にしておりますわけでございます。そういたしますと、全体に占めます給与分の割合が、昔の自治省案でございますと三五%程度でございましたけれども、二〇%強に下がっていくというふうなことになりますし、それから大法人と中小法人の税率を一本化するということもできますので、非常に課税の仕組みが簡素化されるというふうなところが大きな特徴でございます。

いずれにいたしましても、税収は中立にする、それとか、経済状況との関係も先ほど御指摘ございましたけれども、段階的に導入をいたしました。中小法人につきましてはフルにこういう考え方で課税するのは、もしも来年導入を決めまして、フルに課税するのは七年後であるというふうな段階的な導入を図るというふうなことを考えておりまして、旧自治省案よりは昨年発表いたしました

総務省案の方が現実的な案となつていくというふうに考えているところでございます。

○大淵綱子君 その案に基づいて各地方自治体とどのような話し合いがなされておるのか、あるいは中小企業団体との話し合いなどはどんなふうに進められておるのか、教えてください。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 各地方団体にはこの案を示しまして、それぞれ知事会あるいは都道府県議長会におきまして、この案を基に早期の導入を図るべきではないかと、いうことで、同じような形で、早期導入に向けて現在いろいろな形で活動をしておるところでございます。

それから、中小企業団体につきましては、現在の経済状況もございましてまだ御理解を得られるというところには来ていないわけでございますけれども、我々いろいろな形で、ただいま申し上げましたような案について御理解をいただくべく努力をしている最中というところでございます。

○大淵綱子君 財務省としては、当然この総務省の改革案についてオーケーということを出していただけるのでしょうか、了解をされておるのでしょうか。そこをお聞かせください。

○国務大臣(塩川正一郎君) まだこの案につきましては、提案がされた段階でございまして、政府税制調査会の中ではまだ検討の段階には入っておりません。

いずれ、提案でございますから、これは真剣に検討されて、早急に結論を出さざるを得ないと思っておりますけれども、一応は自治省の提案として私は受け止めておるところであります。

○大淵綱子君 いや総務省は、だつてもう地方自治体に、県にもきつと御説明をしたり理解を得られるように説明を開始しているというのに、肝心の財務省がこの案はまだ了解をしていないというところであると、おかしいのではないですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 御案内のように、先般総理から政府税制調査会に對しまして、外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げについて検討要請がございました。したがって、いまして

今、政府税制調査会においてこの検討を始めよう
といたしておるところでございますので、私ども
としてはそれを待つ、こういうことでござい
ます。

○大淵絹子君 いずれにいたしまして、地方財
源の確保という極めて重要な課題でございます
で、慎重にというかな、早急に議論を進められ
方がいいというふうに思いますけれども、それ
にしても景気が悪い時期でございますので、中小企業
をどう守りながら導入をしていくかという観点も
非常に重要であると思えますので、そこらも含め
て検討していただきたいということを強く要望い
たしまして、少し時間早いですけれども、お昼回
りましたのでやめさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御発言もないよう
です。峰崎君提出の修正案は予算を伴うものでありま
すので、国会法第五十七条の三の規定により、内
閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。

塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) この修正案につきま
しては、政府としては反対でございます。

○委員長(山下八洲夫君) これより原案及び修正
案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、政
府提出の法人税法等の一部を改正する法律案に対
し、反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、連結納税制度
の導入によって八千億円もの税収減が見込まれる
ことから明らかなように、巨大企業集団に対す
る大幅な減税の仕組みを作るからです。連結付加
税も、わずか二年間を限度としており、大企業優
遇の仕組みを取り繕うものでしかありません。

第二の理由は、巨大企業集団には傘下に赤字会
社を持てば持つほど大減税をもたらす一方、連結
納税の恩恵がない大多数の中小企業には、退職給
与引当金の廃止などで、課税強化だけがのし掛か

るからです。

さらに、今回の連結納税制度の創設が、持ち株
会社をてこととした大企業中心の企業再編・リス
トを本格的に加速させ、労働者に一層の犠牲を強
いることは必至だからです。

なお、民主党提出の修正案については、質疑で
明らかにしたように連結納税制度に対する見解が
異なり、反対いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○平野達男君 私は、民主党修正案賛成、政府提
案の法案反対の立場から討論いたします。

世界規模でのメガコンベクションや情報通信
革命の進展に伴って企業の経営環境が大きく変化
する中、実態に即した企業再編を行い、経営資源
を集中と選択することによる活性化・効率化が求
められております。

連結納税制度は、こうした状況を踏まえつつ導
入されるものであり、かつ、平成九年の純粋持ち
株会社法の解禁、平成十二年の企業組織の再編を容
易にするための会社分割法制の整備、平成十三年
の会社分割に係る税制の整備の延長線上の改正と
位置付けられるものであります。むしろ、昨年中
に導入されてしかるべきものであります。

また、連結納税制度は、企業の経営形態に即し
た納税制度であると同時に、過剰債務に苦しむ企
業に対し減税効果によって活力を与える制度でも
あり、こうした観点からは政府提案は評価される
ものであります。

問題は、今回の法改正に付いてくる様々な付録
であります。特に、連結付加税制度は、歳入確保
のため、取りあえず二年間やってみて考えるとい
う及び腰、場渡りの制度であるだけでなく、企
業の連結納税制度の活用を阻害するものであり、
容認できるものではありません。連結納税制度の
導入による減収分は、平成十四年度予算の実施見
直し、来年度予算編成における歳出見直しで十分
対応できるものであり、民主党の修正意見に賛成
するものであります。

以上、連結付加税制度を伴った連結納税制度の

導入は認められないと申し上げて、私の反対討論
といたします。

○委員長(山下八洲夫君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより法人税法等の一部を改正す
る法律案について採決に入ります。

まず、峰崎君提出の修正案の採決を行います。
本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 少数と認めます。よつ
て、峰崎君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

この際、円さんから発言を求められております
ので、これを許します。円より子さん。

○円より子君 私は、ただいま可決されました法
人税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民
主党・保守党・民主党・新緑風会及び公明党の各
派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

法人税法等の一部を改正する法律案に対
する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき
である。

一 急激な社会経済構造の変化に対応し、我が
国産業の国際競争力を強化するためにも、連
結納税制度の円滑な導入が必要である。従つ
て、連結納税制度導入に伴う納税事務の複雑
化にかんがみ、納税者に対する細目を含めた
制度の周知及び運用に当たって、十分な配慮
等を行うよう特段の努力を払うこと。

一 歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解
と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、
連結付加税の見直しについては、企業の連結
納税制度の適用状況及び法人税収の動向等経

済・財政事情を的確に踏まえ、検討を行うこ
と。

一 連結納税制度の導入に伴う税務執行に係る
業務の質的・量的変化に伴い、事務の円滑化
等を図る観点から、従前にも増した国税職員
の定員の確保・機構の充実・機械化の促進等
に特段の努力を払うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○委員長(山下八洲夫君) ただいま円さんから提
出されました附帯決議案を議題とし、採決を行
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)

○委員長(山下八洲夫君) 多数と認めます。よつ
て、円さん提出の附帯決議案は多数をもって本委
員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、塩川財務大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) ただいま決議のあり
ました事項につきましては、政府といたしまして
も御趣旨に沿って十分配慮してまいりたいと存じ
ます。

○委員長(山下八洲夫君) なお、審査報告書の作
成につきましては、これを委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

(参照)
法人税法等の一部を改正する法律案に対す
る修正案

法人税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条のうち目次の改正規定中「第九節 連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）」を「第九節 削除」に改める。

第三条のうち第三章に十七節を加える改正規定中第九節を次のように改める。

第九節 削除

第六十八条の八 削除

第三条のうち第三章に十七節を加える改正規定のうち第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項及び第八項並びに第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、」を削る。

この修正の結果歳入減となる見込額

この修正の結果、平成十四年度において七百三十億円、平成十五年において千三十億円の歳入減となる見込みである。

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の税率引上げ反対に関する請願（第三〇三六号）

一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願（第三一九四号）（第三一九七号）（第三一九八号）（第三一九九号）（第三二〇〇号）（第三二〇一号）（第三二〇二号）（第三二〇三号）（第三二一八号）（第三二一九号）（第三二二〇号）（第三二二一号）（第三二二二号）

一、消費税の税率引上げ反対に関する請願（第三二二三号）
一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願（第三二九六号）（第三二九七号）（第三二九八号）（第三二九九号）（第三三〇〇号）（第三三〇一号）（第三三〇二号）

（第三三〇三号）（第三三一一号）（第三三二二号）（第三三三二二号）（第三三七六号）（第三三七七号）（第三三七八号）（第三三七九号）（第三三八〇号）（第三三九一号）

一、消費税の税率引上げ反対に関する請願（第三四〇一号）（第三四〇二号）
一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願（第三四八二号）（第三四八三号）

第三〇三六号 平成十四年六月四日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

請願者 大阪府堺市百舌鳥梅北町二ノ八六ノ一 榎本あゆみ 外六十名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第二二二九号と同じである。

第三一九四号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 長野県北佐久郡望月町大字協和三、六六八 高柳弘 外二百十一名

紹介議員 羽田雄一郎君

度重なる公共事業の増加にもかかわらず、企業の倒産、失業者問題は依然として深刻であり、消費市場も低迷が続いている。しかも大規模プロジェクト中心の公共事業が国及び地方の財政を圧迫している。このため、不要不急の大規模プロジェクトを中止するとともに、地域と国民生活に密着し、防災、環境保全を重視した事業に切り替えることが急務となっている。このような中、建設関連の中小業者及び労働者は、不況による仕事の減少に加え、大手ゼネコンや住宅企業による地域の中小建設市場への進出、工事代金等の不払い、銀行による貸渡りや融資の一方的な回収などにより、倒産や失業などといった深刻な事態に追い込まれている。また、大手ゼネコンは社内において退職の強要や賃金体系の改善を進めている。一方、

行政改革の一環として昨年一月に公共事業の八割が集中する国土交通省が発足したが、政府が進める改革は国民本位のものではなければならない。公務員制度改革を行ったとしても、公共事業の実施に当たる職員の大規模削減や天下り・癒着構造が温存されるようであれば、公正な事業発注や施工管理、道路・河川などの整備及び管理などの業務がしわ寄せを受けることになり、行政責任及び行政サービスの大幅な低下は避けられない。

一、銀行等金融機関の貸渡り、一方的な融資の引揚げをやめさせること。

第三一九七号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 千葉県長生郡睦沢町大上三、三六九 志村惣治 外六十七名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三一九八号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 岡山市弓之町一三ノ一七 齊藤幸子 外三百九十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三一九九号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 徳島県板野郡吉野町柿原二、〇一 立花博之 外六百六十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二〇〇号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎西町一ノ七ノ一 一ノCノ四〇三 加古常洋 外九十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

に関する請願

請願者 兵庫県宍粟郡安富町安志六〇〇ノ一二九 下谷英之 外九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二〇一号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町室木三三七ノ一 福本一 外七十九名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二〇二号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 長野市上ヶ屋二、四七一ノ二、三六六 米山久男 外二百七十四名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二〇三号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 千葉県館山市館山一、三四〇ノ三 小峰義夫 外九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二一八号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎西町一ノ七ノ一 一ノCノ四〇三 加古常洋 外九十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二一九号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 横浜市東区中田町三ノ一七ノ七

佐藤文俊 外八十二名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二二〇号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 徳島県板野郡吉野町五条四五八

花垣仁 外百六十五名

紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二二一号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 広島県三次市島敷町五一ノ四

西村崇士 外九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二二三号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 福島県いわき市郷ヶ丘三ノ一四ノ

一 鈴木誠 外三百九十九名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二二三号 平成十四年六月六日受理

消費税の税率引上げ反対に関する請願

請願者 大阪府堺市百舌鳥梅北町二ノ八六

ノ一 榎本雅秀 外六十二名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三二二九号と同じである。

第三二九六号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町二、五七八

ノ五六 松田俊子 外二百九十九

名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二九七号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 大阪府門真市五月田町三〇ノ一

杉信保 外三十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二九八号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡葛飾町葛宮三三

ノ五 菅谷正雄 外三百九十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三二九九号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 東京都板橋区南町三三ノ一ノ一〇

二 三田一男 外百一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三〇〇号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市茂呂九二三ノ四三

大吉哲夫 外九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三〇一号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字坂戸二

〇六ノ五ノ一〇三 佐藤丈夫 外

九十五名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三〇二号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 沖縄県糸満市西崎三ノ七ノ二 古

橋秀典 外二百十四名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三〇三号 平成十四年六月六日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 徳島県那賀郡羽ノ浦町中庄二ノ

二 船越照明 外九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三二二号 平成十四年六月七日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 神奈川県秦野市堀山下四八七ノ一

倉波尚典 外九十九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三二三号 平成十四年六月七日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 名古屋市中区名城三ノ三ノ二ノ一

一三 野口弘子 外五十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三二三号 平成十四年六月七日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 新潟県上越市下名柄一〇八 佐野

林造 外十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三七六号 平成十四年六月七日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 福岡県飯塚市伊川八二ノ七三 吉

柳英治 外八十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三七七号 平成十四年六月七日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 千葉市若葉区桜木町五八二ノ三

伊藤雪奈 外九十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三七八号 平成十四年六月七日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

請願者 大阪府福島区吉野四ノ二ノ六 三

方康弘 外六十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三七九号 平成十四年六月七日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止
に関する請願

に関する請願

請願者 岩手県盛岡市本宮四ノ一五ノ五

藤澤由紀子 外九十九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三七五三号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 新潟市中山八ノ一三ノ一 中山

孝雄 外二十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三七五四号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 新潟県三条市南四町三ノ四ノ五

二 監物 和明 外百九十九名

紹介議員 ツルネンマルティ君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三七五五号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 和歌山県新宮市蜂伏一ノ三

田原真樹 外百九十九名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三七五六号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡豊山町豊場志水

一七 齊藤友寛 外九十九名

紹介議員 岩本 莊太君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三七五七号 平成十四年六月十一日受理

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町芦崎寺二〇

ノ一 志廣清仁 外百九十九名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三七五八号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲一、

七六七ノ四 佐藤周二 外二百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三三八三九号 平成十四年六月十一日受理

消費税率についての大幅引上げ反対及び三%への引下げに関する請願

請願者 東京都江東区大島一ノ三四ノ六

岡田泰治 外二千九百二十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第三三八三九号 平成十四年六月十一日受理

消費税率についての大幅引上げ反対及び三%への引下げに関する請願

請願者 名古屋市中区観音町五ノ六二

山 村仁止 外二千九百二十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第三八四六号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町大字東隈上五

一ノ七 佐々木且 外九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三八四七号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 新潟市女池三ノ六ノ一四ノ三〇二

高見義樹 外百六十五名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三八四八号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 北九州市小倉北区宇佐町二ノ二

二四 山住淳一 外五百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三八四九号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 茨城県つくば市吾妻一ノ一六ノ二

ノ四〇二ノ五ノDノ一 有山薫

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三八五〇号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 新潟市五十嵐中島三ノ二ノ一七

齊藤百宇子 外九十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三八五一号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 京都府福知山市田和六四〇 前田

和弘 外二十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三八五二号 平成十四年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 北海道根室市明治町一ノ八 松居

賢親 外百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三九七一号 平成十四年六月十二日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 福島県いわき市平字五色町四二

猪狩智子 外九十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第三九七二号 平成十四年六月十二日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 埼玉県幸手市大字松石五二 高田

利家 外百一名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第四〇一三三号 平成十四年六月十二日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 東京都東村山市久米川町三ノ三二

ノ三六 今村國康 外百六十六名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第四〇一四号 平成十四年六月十二日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町甲一、四一七

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第四〇一四号 平成十四年六月十二日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町甲一、四一七

紹介議員 ノ一 森田康子 外四百名
田村 公平君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第四〇二四号 平成十四年六月十二日受理
中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止
に関する請願

請願者 大阪府箕面市新稲七ノ三ノ三 神
崎好成 外九十九名
紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第四〇二五号 平成十四年六月十二日受理
中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止
に関する請願

請願者 札幌市東区北三十二条東九ノ一ノ
一〇 芦野秀男 外四名
紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第四〇二六号 平成十四年六月十二日受理
中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止
に関する請願

請願者 東京都北区上中里二ノ一三ノ一四
ノ三〇五 尾通文一 外百六十名
紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

第四〇八〇号 平成十四年六月十二日受理
中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止
に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡栄町山王四 高橋
美代子 外五千九百九十九名
紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三一九四号と同じである。

平成十四年七月二日印刷

平成十四年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局